

畑作物共済損害評価要綱

(昭和54年 4月23日54農経B第1018号)

改正 昭和55年 5月17日55農経B第1357号

〃 昭和56年 1月22日55農経B第4023号

〃 昭和56年 4月28日56農経B第1209号

〃 昭和56年11月11日56農経B第3434号

〃 昭和57年 5月19日57農経B第1264号

〃 昭和59年 7月 2日59農経B第2055号

〃 昭和61年 8月29日61農経B第2775号

〃 平成 5年11月 1日 5 農経B第3036号

〃 平成11年 7月23日11農経B第1887号

〃 平成11年10月 8日11農経B第2509号

〃 平成12年 6月20日12農経B第1988号

〃 平成12年12月26日12農経B第4341号

〃 平成14年 4月 1日13経 営第6961号

〃 平成14年 8月 1日14経 営第2626号

〃 平成15年 6月30日15経 営第1712号

〃 平成16年 5月11日15経 営第7435号

〃 平成19年 4月 2日18経 営第7828号

〃 平成20年 5月12日20経 営第 604号

〃 平成20年12月 3日20経 営第4876号

〃 平成21年11月26日21経 営第4334号

〃 平成23年 9月 1日23経 営第1663号

〃 平成24年10月 4日24経 営第1454号

〃 平成25年 5月16日25経 営第 416号

〃 平成25年11月 6日25経 営第2366号

〃 平成26年 4月 1日25経 営第3901号

〃 平成26年11月25日26経 営第1962号

〃 平成27年 4月14日27経 営第 60号

〃 平成27年10月 1日27経 営第1596号

目 次

第1章 通 則	1
第1節 目 的	1
第2節 共済事故	1
第3節 共済責任期間	2
第4節 損 害	3
第5節 損害通知	6
第6節 損害防止	10
第7節 分割評価	11
第8節 損害評価会の委員及び損害評価員	11
第9節 地方農政局統計部等に対する連絡等	13
第2章 農作物に係る畑作物共済の損害評価	15
第1節 損害評価の時期及び損害評価の単位	15
第2節 現地評価	15
第3節 損害評価高の取りまとめ	24
第4節 損害評価高の決定	36
第5節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の 損害評価	40
第6節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	41
第3章 蚕繭に係る畑作物共済の損害評価	43
第1節 桑葉被害に係る損害評価	43
第2節 蚕児の被害に係る損害評価	46
第3節 収繭期における損害評価	48
第4節 損害評価高の決定	56
第5節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の 損害評価	60
第6節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	61
第4章 請求の手続	63
第1節 特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続	63
第2節 特定組合による保険金の請求の手続等	64
第3節 連合会による保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等	64
第4節 特定組合による保険金の概算払の請求の手続等	65
第5節 共済金の支払いに関する留意事項	66
(別紙) 面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する畑作物の収穫量の扱い	67

書類様式

書類様式目録

1 農作物

(1) 組合等

(2) 連合会

2 蚕繭

(1) 組合等

(2) 連合会

3 保険金仮渡し及び再保険金概算払に関する書類様式（特定組合にあっては、共
済金仮渡し及び保険金概算払に関する書類様式）

〔附〕

○畑作物共済損害認定準則（昭和54年3月30日農林水産省告示第547号）

○農業災害補償法第120条の16第1項から第3項まで及び同法第150条の7第
1項の農林水産大臣が定める方法並びに同法第150条の9第1号の農林水産大臣
が定める割合について（平成16年3月12日15経営第6467号）

第1章 通 則

第1節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、農業共済再保険特別会計法施行令（昭和19年勅令第457号）、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）及び畑作物共済損害認定準則（昭和54年3月30日農林水産省告示第547号。以下「準則」という。）に基づき、畑作物共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

ただし、茶を共済目的とする畑作物共済に係る損害評価については、別に定めるものとする。

第2節 共 済 事 故

第1 農作物に係る畑作物共済の共済事故

農作物に係る畑作物共済の共済事故は、次に掲げるものによる農作物の減収とする。

なお、てん菜及びさとうきびにあっては、次に掲げるものによる農作物の減収及び糖度の低下とする。

- 1 風 水 害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- 2 干 害 干ばつによる災害
- 3 冷 害 低温及びこれに附随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害
- 4 ひょう害 降ひょうによる災害
- 5 凍霜害 気温の急激な低下による災害
- 6 寒 害 冬期間の寒冷による災害
- 7 雪 害 積雪による災害
- 8 雨害湿潤害 長雨その他雨そのものによる災害及び濃霧その他大気の湿潤による災害
- 9 冷 湿 害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複して起こる災害
- 10 土壌湿潤害 土壌の湿潤による災害
- 11 地震の害 地震による災害（地震による津波、水害、干害等の災害を含む。）
- 12 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害
- 13 地すべりの害
- 14 その他気象上の原因による災害
- 15 火 災
- 16 病 害
- 17 虫 害

18 鳥 害

19 獣 害

第2 蚕繭に係る畑作物共済の共済事故

1 蚕児に係る共済事故は、次に掲げる災害である。

(1) 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害

(2) 地震による災害 地震によって生じる津波の害又は水害等を含む。

(3) 噴火による災害 火山の噴火による溶岩の流出又は降灰等による災害

(4) 火 災

(5) 病 害

(6) 虫 害

(7) 鳥 害

(8) 獣 害

2 桑葉に係る共済事故は、次に掲げる災害によるその減収である。

(1) 風水害 1の(1)と同じ。

(2) 干 害

(3) 凍霜害 気温の急激な低下により桑の内部組織の破壊現象によって発生する災害

(4) ひょう 害

(5) 雪 害

(6) 冷 害 低温及びこれに附随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害

(7) 冷湿害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複しておこる災害

(8) 地震による災害 1の(2)と同じ。

(9) 噴火による災害 1の(3)と同じ。

(10) 雷 害

(11) その他の気象上の原因による災害

(12) 火 災

(13) 病 害

(14) 虫 害

(15) 獣 害

第3節 共済責任期間

第1 農作物に係る畑作物共済の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。

この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るは種期間においては種されたものが通常発芽する時期をいい、移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。

なお、さとうきびにおける発芽期とは、新植するものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにあつては収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいい、ホップにおける発芽期とは、新植するものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は掘り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第2 蚕繭に係る畑作物共済の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、桑の発芽期である。この場合の発芽期とは、春蚕繭については春蚕用桑の発芽期であり、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については夏秋蚕専用桑を使用する場合にはその桑の発芽期、春夏秋蚕兼用桑を使用する場合には夏秋蚕用桑の発芽期である。

ただし、農林水産大臣が特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域のその共済目的の種類等（春蚕繭）の共済責任期間の始期は、その農林水産大臣が定めた日である。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収繭をするときである。この場合の収繭とは、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（法第120条の14第4項の規定により蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分（以下「小蚕期区分」という。）が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）に、繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭をすることをいう。

第4節 損 害

第1 損害認定の対象となる損害

1 半相殺方式（法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。以下同じ。）（大豆、小豆及びいんげん）

損害認定の対象となる損害は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等（法第12条

第1項の組合員等をいう。以下同じ。) ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生し、これによる耕地ごとの減収量の合計が当該組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の30(大豆にあっては100分の20)を超える場合の損害(以下「半相殺3割(大豆にあっては2割)超過被害」という。)とする。

- 2 全相殺方式(法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。以下同じ。)(ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ)

損害認定の対象となる損害は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生し、これによる減収量が、てん菜及びさとうきびにあってはこれによる減収又は糖度の低下により農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た減収量が当該組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の20(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては100分の10)を超える場合の損害(以下「全相殺2割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては1割)超過被害」という。)とする。

- 3 一筆方式(法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。以下同じ。)(大豆)

損害認定の対象となる損害は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等が耕作を行う耕地ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生し、これによる減収量が当該耕地の基準収穫量の100分の40(大豆にあっては100分の30)を超える場合の損害(以下「一筆4割(大豆にあっては3割)超過被害」という。)とする。

4 蚕繭

損害認定の対象となる損害は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと(小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと)及び組合員等ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による共済目的の減収量(基準収繭量から収繭量(第3の買桑分に相当する収繭量を除く。))を差し引いて得た数量が基準収繭量の2割を超えた場合及び第2の2の蚕種の掃立不能があった場合における損害(以下「2割超過被害」という。)とする。

5 特例

(1) さとうきび

ア さとうきびについて、共済責任期間中に共済事故が発生し、これにより収穫皆無となった耕地(発芽不能により収穫皆無となった耕地を含む。以下「さとうきび一筆全損耕地」という。)については、その耕地の損害(以下「さとうきび一筆全損被害」という。)を損害認定の対象とする。

イ 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地(以下「さとうきび特定被害耕地」という。)については、その植え付けたことによる損害(以下「さとうきび

特定被害」という。)を損害認定の対象とする。

ただし、当該耕地のうち被害を受けた部分の面積が当該耕地の全面積の100分の50以上又は30アール以上で、かつ、当該被害を受けた部分につきすき返し又は畝立て(以下「すき返し等」という。)をして植え付けた部分の面積(以下「特定春植え面積」という。)が当該耕地の全面積の100分の50以上又は30アール以上である場合に限る。

(2) てん菜

は種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において、再びは種又は移植した耕地(以下「てん菜風害等耕地」という。)については、その再は種又は再移植したことによる損害(以下「てん菜特定被害」という。)を損害認定の対象とする。

ただし、当該耕地のうち被害を受けた部分の面積が当該耕地の全面積の100分の50以上又は50アール以上で、かつ、当該被害を受けた部分につきすき返し等をして再は種又は再移植した部分の面積と農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)の承認を得た方法により再は種又は再移植をしたと確認された部分の面積とを合計して得た面積(以下「再は種面積等」という。)が当該耕地の全面積の100分の50以上又は50アール以上である場合に限る。

第2 発芽不能及び移植不能並びに掃立不能

1 農作物に係る畑作物共済の発芽不能及び移植不能

発芽不能及び移植不能とは、発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったか又は移植できなかった場合をいうが、発芽しなかったか又は移植できなかった場合には、次のように客観的にみて移植が不可能と認められ、又は発芽しないと認められた場合を含むものとする。

(1) 適期には種したものが、共済事故により通常発芽期に発芽しなかった場合

(2) 共済事故によって通常移植する時期に移植できなかったか又は移植しても生育が明らかに不可能と認められる場合

ただし、耕地ごとに共済事故により発芽しなかったか又は移植できなかった部分の面積が、当該耕地の全面積100分の70以上(第1の5の(1)のAの場合を除く。)である場合又は発芽しなかった程度がこれと同等と認められる場合には、当該耕地は発芽不能又は移植不能の耕地として取り扱うものとする。

2 蚕繭に係る畑作物共済の掃立不能

蚕種の掃立不能とは桑葉に共済事故が発生し、それにより蚕種の掃立てが全く行えなくなったことをいう。ただし、次に該当する場合は、蚕種の掃立不能として取り扱うこととする。

(1) 当該共済事故による掃立減少箱数の共済箱数(畑作物共済引受要綱(昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知。以下「引受要綱」という。)第2章第3節第2の3の共済箱数をいう。以下同じ。)に対する割合が7割以上の場合

(2) (1)の割合が6割以上7割未満であり、かつ、当該掃立減少に伴い当該蚕繭につき掃立て

を全く行わなかった場合

第3 蚕繭に係る畑作物共済における買桑の取扱い

共済事故により桑葉が減収した場合において、その減収分を買桑によって補充して蚕児を飼育したときには、その買桑分に相当する収繭量は、共済事故による共済目的の減収量とみなして取り扱うものとする。

第4 共済金の支払額

1 半相殺方式及び全相殺方式

共済金の支払額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに、その組合員等の単位当たり共済金額に、当該組合員等に係る共済減収量（共済金の支払いの対象となるべき減収量をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額とする。

2 一筆方式

共済金の支払額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、その組合員等の単位当たり共済金額に、当該耕地に係る共済減収量を乗じて得た金額とする。

第5節 損 害 通 知

第1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的について共済事故が発生した場合にする通知であり、次により行う。

- 1 組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知させる。
- 2 特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があつたとき又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）にその旨を通知する。
- 3 特定組合は、組合員から事故発生通知があつたとき又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅延なく、経営局長にその旨を通知する。
- 4 連合会は、組合等から事故発生通知があつたとき又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、経営局長にその旨を通知する。

第2 農作物に係る畑作物共済の損害通知

損害通知は、半相殺方式にあつては半相殺3割（大豆にあつては2割）超過被害、全相殺方式にあつては全相殺2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては1割）超過被害（てん菜にあつてはてん菜特定被害、さとうきびにあつてはさとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害を含む。）、一筆方式にあつては一筆4割（大豆にあつては3割）超過被害があつたと認められるときに行う通知であり、次により行う。

1 組合員等の行う通知

- (1) 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、半相殺方式にあっては半相殺3割（大豆にあっては2割）超過被害、全相殺方式にあっては全相殺2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては1割）超過被害、一筆方式にあっては一筆4割（大豆にあっては3割）超過被害があったと認めるときは、その被害を受けた耕地の全てにつき、耕地の所在地（地名地番）、災害の種類、発生年月日、その他災害の状況等を組合等の指定する期日までに通知させるとともに、これに併せて半相殺方式及び一筆方式にあっては当該組合員等の当該農作物を栽培する耕地のうち被害を受けた耕地の全てにつき耕地ごとの収穫開始予定年月日、全相殺方式にあっては当該組合員等の当該農作物を栽培する耕地の全てにつき収穫開始予定年月日及び出荷先（準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物については収穫開始予定年月日）を組合等に通知させる（様式例第3号の1、2の（1）、2の（2）、3又は4）。

なお、組合員等が収穫期の著しく異なる種類のものを栽培している場合において、早期に収穫されるものに係る耕地が被害を受けたときは、その被害耕地については全て損害通知を行わせる。

ただし、後期に収穫されるものに係る栽培面積が極めて小さく、その被害を見込んでも共済金の支払対象とならないと見込まれる場合は、早期に収穫されるものに係る耕地の被害についての損害通知は行わせなくても差し支えない。

また、第2章第2節第2の1の（1）の全筆調査に代えて、同第2の1のただし書の農家申告抜取調査を行うこととした組合等にあっては、組合員等に対し、半相殺方式にあっては当該農作物を栽培する耕地のうち被害を受けた耕地の全て、全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあっては当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物を栽培する同項に規定する耕地の全てにつき耕地ごとの10アール当たり（以下「単当」という。）見込収穫量（以下「申告単収」という。）を併せて組合等に通知させるものとする（様式例第3号の1、2の（2）及び4）。

- (2) 発芽不能若しくは移植不能の耕地、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地又は共済事故が発生したため、収穫期前に転作、青刈り若しくはすき込み（刈取り又はすき込みをした後に休閑する場合のすき込みを含み同一の共済目的の種類である農作物を再び種又は再移植する場合（てん菜特定被害又はさとうきび特定被害に係る場合を除く。）のすき込みを除く。以下「転作等」という。）をする耕地（以下「転作等耕地」という。）に係る通知は、（1）の規定にかかわらず、その都度、様式例第2号の1又は2により行わせる。

2 組合等の行う通知

(1) 速報

組合等は、半相殺方式にあっては半相殺3割（大豆にあっては2割）超過被害、全相殺方式にあっては全相殺2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては1割）超過被害（てん菜にあってはてん菜特定被害、さとうきびにあってはさとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害

害を含む。）、一筆方式にあつては一筆4割（大豆にあつては3割）超過被害があると認めたときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、特定組合以外の組合等にあつては災害の種類、発生年月日及び災害の状況、被害面積の概数、共済金支払見込額、損害防止の概況その他必要な事項を連合会に通知し（様式第1号の1）、特定組合にあつては規則第40条の9第6号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（様式第1号の2）。

（2）定期報告

組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、特定組合以外の組合等にあつては連合会の指定する期日までにその結果（第2章第3節第1の4の（1）の組合等当初評価高）及び（1）の速報において通知すべき事項と同様の事項を連合会に通知し（様式第7号）、特定組合にあつては、規則第40条の9第7号に掲げる事項を3の（2）に定める期日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式第13号の2）。

3 連合会の行う通知

（1）速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条6号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第11号）。

（2）定期報告

連合会は、収穫期において、第2章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第7号に掲げる事項を次に定める期日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式第13号の1）。

ばれいしょ	{	春植え	北海道	7月 末日
			都府県	12月20日
		秋植え		6月 末日

半相殺大豆（法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆をいう。以下同じ。）、小豆、いんげん、一筆大豆（法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆をいう。以下同じ。）

{	北海道	12月20日
	都府県	3月20日

全相殺大豆（法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆をいう。以下同じ。）

{	北海道	3月20日
	都府県	5月 末日

てん菜		1月 末日
-----	--	-------

さとうきび		8月 末日
そば	{ 北海道	1月 末日
		都府県 3月20日
スイートコーン	{ 北海道	1月 末日
		都府県 12月20日
たまねぎ	{ 北海道	7月 末日
		都府県 3月20日
かぼちゃ	{ 北海道	1月 末日
		都府県 3月20日
ホップ	{ 北海道	12月20日
		都府県 11月 末日

第3 蚕繭に係る畑作物共済の損害通知

損害通知は畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに2割超過被害があったと認めるとき又は桑葉の共済事故により蚕種の掃立量の減少、棄蚕又は買桑が行われたときにする通知であり、次により行う。

1 組合員等の行う通知

組合等は、収繭期において、2割超過被害を受けたと認める組合員等に対し、組合等の指定する時期までに畑作物共済の共済目的の種類等のすべてにつき、被害の状況、収繭予定月日及び出荷先等を、特定組合以外の組合等にあっては様式例第26号の2若しくは3又は組合等の定める方法により、特定組合にあっては様式例第40号の2若しくは3又は特定組合の定める方法により通知させる。

ただし、桑葉の共済事故により蚕種の掃立量の減少、棄蚕又は買桑を行ったときは、その都度、災害の種類、発生日及び場所その他災害の状況を、特定組合以外の組合等にあっては様式例第26号の1、2若しくは3又は組合等の定める方法により、特定組合にあっては様式例第40号の1、2若しくは3又は特定組合の定める方法により通知させる。なお、買桑をした組合員等は、売渡人から売渡月日、売渡桑葉量を明記した証明書（以下「買桑証明書」という。様式例第28号）を買桑の都度、提出させる。

なお、収繭期以前の損害通知等により、掃立不能と認定された者は、収繭期における損害通知は不要である。

2 組合等の行う通知

(1) 速報

組合等は、2割超過被害があると認めたとき又は桑葉の共済事故により蚕種の掃立量の減少、棄蚕又は買桑が行われたときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、特定組合以外の組合等にあっては災害の種類、発生日及び災害の状況、被害程度別の被害箱数又は被害程度別の被害桑園面積の概数、共済金支払見込額、損害防止の

概況その他必要な事項を連合会に通知し（様式第25号）、特定組合にあっては規則第40条の9第6号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（様式第39号）。

（2）定期報告

組合等は、収穫期においては、組合員等から通知のあった蚕繭について第3章に定めるところにより損害評価を行い、特定組合以外の組合等にあつては連合会の指定する期日までにその結果（第3章第3節第3の1の（4）の組合等の当初評価高）及び（1）の速報と同様の事項を連合会に通知し（様式第30号の1及び2）、特定組合にあっては、規則第40条の9第7号に掲げる事項を3の（2）に定める期日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式第41号）。

なお、特定組合以外の組合等にあつては、連合会から損害評価取りまとめ表（様式例第31号）の提出を求められたときは、これを添付する。

3 連合会の行う通知

（1）速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第6号に掲げる事項を災害発生の都度、農林水産大臣に通知する（様式第34号）。

（2）定期報告

連合会は、収穫期においては、第3章に定めるところにより損害調査を行い、規則第37条第7号に掲げる事項を次に定める期日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式第36号）。

春 蚕 繭	}	1 2 月 1 0 日
初秋蚕繭		
晩秋蚕繭		

第6節 損 害 防 止

共済目的について通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であるが、組合等及び連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定とその普及及び指導

「防災の基本は、共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び連合会は、必要に応じ、「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と損害防止

組合等及び連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

3 病虫害発生予察の実行と予防

組合等及び連合会は、病虫害発生予察機関その他関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び連合会は、独自に又は他の関係機関と協力して損害防止に関して必要な機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図って行うものとする。

第7節 分割評価

肥培管理（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、蚕児の飼育及び桑葉の肥培管理）の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他第2節に掲げる共済事故以外の原因によると認められる減収量（例えば、農作物に係る畑作物共済にあつては、栽培方法の変更、農薬の使用不適當又は農薬の剤質不適當、土壌管理の不適當、連作障害等による減収量。蚕繭に係る畑作物共済にあつては、蚕室等の消毒薬の使用不適當、湿温度管理の不適當、桑園の農薬の使用不適當又は土壌管理の不適當）がある場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量とを分割して評価（以下「分割評価」という。）を行い、共済事故以外の原因による減収量（以下「分割減収量」という。）は、減収として取り扱わないものとする。

第8節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会（以下「評価会」という。）の委員（以下「評価会委員」という。）は、評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- （1）災害が発生した場合に現地において損害を調査すること。
- （2）災害が発生した場合にはその防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- （3）現地における損害評価（以下「現地評価」という。）に当たっては、次に掲げる調査を行うとともに、組合等が必要であると認める場合には、見回り調査を行う。

ただし、アの（ア）及び（イ）の調査については、評価地区（損害通知のあった組合員等の

損害について概ね2～3日間で現地評価ができる程度の規模に組合等の区域を区分した地区をいう。以下同じ。)を設定しない場合に行うものとする。

ア 悉^{しつ}皆調査

(ア) 全筆調査(農作物に係る畑作物共済につき、半相殺方式及び一筆方式にあっては当該組合員等の当該農作物を栽培する耕地のうち損害通知のあった耕地の全てについて、損害通知のあった共済目的と同一の畑作物共済の共済目的の種類等に係る全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては当該組合員等の当該農作物を栽培する耕地の全てについて、一筆ごとに行う収穫量の調査をいう。以下同じ。)

(イ) 全戸調査(蚕繭に係る畑作物共済につき、組合員等から損害通知のあった畑作物共済の共済目的の種類等(小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分)に係る準則第1第6項に規定する組合員等について行う収穫量の調査をいう。以下同じ。)

(ウ) 出荷数量等調査(損害通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等が出荷団体等(農業協同組合、製糖工場、でん粉加工工場、製糸業者等をいう。以下同じ。)へ出荷している数量(組合員等から損害通知のあった共済目的と同一の畑作物共済の共済目的の種類等に係る出荷数量をいう。)及び自家用、贈答用等に供した数量(てん菜及びさとうきびにあっては当該数量及び糖分)に関する資料等(以下「出荷資料等」という。))の確認の方法による収穫量又は収穫量の調査をいう。以下同じ。)

イ 抜取調査(農作物に係る畑作物共済にあっては評価地区ごとに組合等が抽出した耕地(以下「抜取調査筆」という。))について行う収穫量の調査、蚕繭に係る畑作物共済にあっては評価地区ごとに組合等が抽出した組合員等(以下「抜取調査組合員等」という。))について行う収穫量の調査をいう。以下同じ。)

(4) その他損害評価に関し必要な事項につき、組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員(以下「評価員」という。)は、組合等の指示により、次に掲げる事項を行う。

(1) 災害が発生した場合に、現地において損害を調査すること。

(2) 災害が発生した場合に、その防止及び善後処置等につき現地において組合員等の指導に当たること。

(3) 損害評価に当たって、悉^{しつ}皆調査(出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う出荷数量等調査を除く。)を行う。また、組合等が必要があると認める場合には、抜取調査を行う。

(4) その他損害評価に関し必要な事務に従事すること。

第2 連合会

1 評価会委員の任務

組合等の評価会委員の任務に準ずる。また、連合会が必要があると認める場合には、次に掲げる調査を行う。

(1) 連合会抜取調査(組合等が行った悉^{しつ}皆調査の結果を検定するために行うア、イ及びウの調査を

いう。以下同じ。) 及び見回り調査

ア 連合会全筆抜取調査（組合等が行った全筆調査の対象となった耕地又は組合員等の一部につき、組合等が行う抜取調査に準じて実測の方法により組合等の区域ごとに行う調査をいう。以下同じ。）

イ 連合会全戸抜取調査（組合等が行った全戸調査の対象となった組合員等の一部につき、組合等が行う抜取調査に準じて実測の方法により組合等の区域ごとに行う調査をいう。以下同じ。）

ウ 連合会出荷数量等調査（組合等が行った出荷数量等調査の対象となった組合員等の一部につき、組合等が行う出荷数量等調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査をいう。以下同じ。）

(2) 全筆調査の合同調査（組合等が評価地区を設定しないで行う全筆調査に連合会が参加して行う調査をいう。以下同じ。）

(3) 全戸調査の合同調査（組合等が評価地区を設定しないで行う全戸調査に連合会が参加して行う調査をいう。以下同じ。）

2 評価員の任務

組合等の評価員の任務に準ずる。また、連合会の指示により、次に掲げる調査を行うとともに、連合会が必要があると認める場合には、見回り調査を行う。

(1) 連合会抜取調査（出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う連合会出荷数量等調査を除く。）

(2) 全筆調査の合同調査

(3) 全戸調査の合同調査

第9節 地方農政局統計部等に対する連絡等

第1 地方農政局統計部等に対する連絡

1 必要資料の提示

組合等及び連合会は、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部（以下「地方農政局統計部等」という。）から畑作物共済に係る引受け及び損害評価等の資料について提示を求められたときは、その資料を提示するものとする。

2 損害の通報

組合等及び連合会は、共済事故が発生したときは、速やかに第5節第2の2及び3（事故発生通知及び損害通知）に準じて、地方農政局統計部等に事故発生通知及び損害通知を行うものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び連合会は、地方農政局統計部等に対し、損害の調査等に関してその指導及び助言を

要請することができる。

第２ 出荷団体等への協力要請等

- 1 組合等及び連合会は、損害の認定に関し、必要があるときは、出荷団体等に対し資料の提示等につき、協力を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、組合等及び連合会が出荷団体等から畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫物又は畑作物共済の共済目的の種類等たる（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごとの）蚕繭の出荷数量等の資料の提示を円滑に受けられるよう配慮する。

第2章 農作物に係る畑作物共済の損害評価

第1節 損害評価の時期及び損害評価の単位

第1 損害評価の時期

損害評価は、通常、第2節第2の現地評価（同節第2の1の（6）の出荷数量等の調査を除く。）については収穫期に、同節第2の1の（6）の出荷数量等の調査については出荷終了後の適当な時期に行う。ただし、発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地その他損害が判然としている耕地及び転作等耕地については、災害発生後適当な時期に行う。

第2 損害評価の単位

損害評価の単位は、引受要綱第1章第6節の引受けの単位と同様であり、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物の年産ごと、半相殺方式及び全相殺方式にあつては組合員等ごと、一筆方式にあつては耕地ごととする。

第2節 現 地 評 価

第1 損害評価の準備

1 組合等

（1）評価担当者の指定と評価日程の計画等

ア 組合等は、全筆調査を行う場合には、現地評価を開始するときまでに評価地区を設定し、当該評価地区ごとに、評価員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班3名を標準とする。）、評価班ごとに班長を置き、評価班ごとの現地評価日程を計画する。また、評価地区には通し番号を付するものとする。

なお、被害の発生状況等から引受方式ごとに評価地区を設定する必要がないと認められるときは、半相殺方式と一筆方式を併せて組合等の区域を区分し、評価地区を設定することができるものとする。

イ 組合等は、損害通知のあった組合員等に係る損害が僅少であるため評価地区を設けなくても概ね2～3日間で現地評価ができると見込まれる場合には、評価地区を設定せずに組合等单位で現地評価することができるものとし、この場合において被害の発生状況等から引受方式ごとに現地評価を行う必要がないと認められるときは、半相殺方式と一筆方式を併せて現地評価することができるものとする。

これらの場合の現地評価は、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して、合同評価班を編成し（1班3名以上）、これに班長を置き、現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第２条第１項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合における当該離島の全筆調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

ウ 組合等は、第２の１の（２）の農家申告採取調査を採用することとした場合には、評価地区の設定、評価班の編成及び現地評価日程の計画等を行う。

エ 組合等は、評価地区を設定して現地評価を行う場合には、評価班ごとの均衡調整を行うため、評価会委員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合には、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員）のうちから評価担当者を指定して採取調査班を編成し（１班３名以上）、これに班長を置き、採取調査による現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合における当該離島における採取調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

オ 組合等は、出荷数量等調査を行う場合には、現地評価を開始するときまでに、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（１班２名以上）、これに班長を置き、現地評価日程を計画する。

ただし、出荷数量等調査を出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合には、評価会委員又は組合等の職員により当該調査を行わせるものとする。

（２）現地評価日程の通知

組合等は、現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に共済連絡員を通じて所定の様式による組合員等損害通知書用紙（様式例第３号の１、２の（１）、２の（２）、３又は４）を組合員等に配布するとともに、評価担当者に現地評価日程を通知する。

なお、出荷数量等調査を行う場合にあっては、出荷団体等にも現地調査日程を通知する。

また、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上、行うものとする。

（３）損害評価野帳の準備

組合等は組合員等損害通知書が提出された組合員等について、評価地区内の現地評価の道順または地番順等により損害評価野帳（以下「野帳」という。）（様式例第３号の１、２の（１）、２の（２）、３又は４）に通し番号を付するものとする。

（４）立札の表示

組合等は、損害通知を行った組合員等に対し、現地評価までに（出荷数量等調査を行う場合にあっては、共済事故の確認を実施するときまでに）被害を示すための立札を該当耕地に立てさせるものとする（様式例第３号の４）。

なお、全相殺方式については、被害を受けなかった耕地についても立札を立てさせるものとする。ただし、耕地図等が整備されている組合等において、当該耕地図等により現地評価を行う耕地の確認を行うことができる場合はこの限りでない。

2 連合会

(1) 損害評価区域の設定と評価担当者の指定等

ア 連合会は、現地評価を開始するときまでに、その組合員たる組合等ごとに連合会抜取調査ができる規模（郡（市）の区域を基準）に連合会の区域内を区分して損害評価区域（以下「評価区域」という。）を設定する。

連合会は、当該評価区域ごとに、評価員及び連合会の職員（連合会が必要であると認める場合には、評価会委員、評価員及び連合会の職員）のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名以上）、これに班長を置き、評価班ごとの連合会抜取調査による現地評価日程を計画する。

ただし、連合会出荷数量等調査を出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合にあっては評価会委員又は連合会の職員を評価担当者として指定し、全筆調査の合同調査を行う場合にあっては評価員又は連合会の職員（連合会が必要であると認める場合には、評価会委員、評価員又は連合会の職員）のうちから1名以上を評価担当者として指定する。

イ 連合会は、評価班ごとの評価の均衡調整を行うため、必要に応じて、評価会委員及び連合会の職員（連合会が必要であると認める場合には、評価会委員、評価員及び連合会の職員）のうちから評価担当者を指定して調整班を編成し（1班3名以上）、これに班長を置き、見回り調査による現地評価日程を計画する。

(2) 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、連合会抜取調査等の現地評価日程等を定め、評価担当者に通知する。

第2 現地評価

1 組合等

組合等は、半相殺方式及び一筆方式にあっては、収穫期において損害通知のあった耕地、全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては、収穫期において損害通知のあった組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物を栽培する耕地の全てにつき、（1）の全筆調査による現地評価を、全相殺方式（準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物を除く。）にあっては（5）の出荷数量等調査による現地評価を、行うものとする。また、評価地区を設定して全筆調査を行った組合等にあつては、（3）の抜取調査による現地評価を行うものとする。なお、組合等が必要であると認める場合には、見回り調査による現地評価を行うものとする。

ただし、半相殺方式にあっては損害通知のあった耕地の数が著しく多いこと等、また、全相殺方式であつて準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものに

あつては損害通知をした組合員等の数が多く、かつ、当該組合員等に係る耕地の数が著しく多いこと等の理由により全筆調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合には、組合員等から耕地ごとに申告単収を求め、その一部の耕地について検見又は実測の方法による調査（以下「農家申告抜取調査」という。）を行い、申告単収を修正することによって当該通知のあつた耕地の単当収量を適正に把握できると認められる場合に限り、農家申告抜取調査をもって全筆調査に代えることができるものとする。この場合、特定組合以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する連合会の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得て行うものとする。

（１）全筆調査

ア 組合等は、全筆調査を行う場合には、全筆調査に先立って評価担当者を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて検見調査（準則第１第３項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物の掘取り検見又は刈取り検見を含む。以下同じ。）と実測調査を行って評価眼の統一を図るものとする。

イ 全筆調査においては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺方式及び一筆方式にあつては当該組合員等の当該農作物を栽培する耕地のうち、収穫期において損害通知のあつた耕地の全てについて、全相殺方式であつて準則第１第３項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては組合員等ごとに当該農作物を栽培する耕地の全てについて、検見又は実測の方法により単当収量の把握を行うものとする。

単当収量は、実測による場合は実測値とし、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定された数量とする。

全筆調査に当たって共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合は、必ず分割評価をするものとする。

検見調査及び実測調査は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び連合会は、講習会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

ウ 班長は、現地において野帳に単当収量の算出基礎等の必要事項等及び分割評価を行った場合には分割事由と単当の分割減収量（以下「分割単当減収量」という。）を記録し、押印又は署名を行うものとする。

その担当の評価地区の全筆調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出するものとする。

エ 特定組合以外の組合等は、全筆調査が終了したときは、速やかに評価地区別の評価対象組

合員等数及び全筆調査対象筆数を連合会に報告する。

ただし、当該組合等内において栽培方法等の違いにより収穫期が相違する等の理由で全筆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全筆調査の終了ごとに連合会に報告するものとする。

オ 評価地区を設定しないで合同評価班によって全筆調査を行う場合には、特定組合以外の組合等にあつてはアからエまでに準じて、特定組合にあつてはアからウまでに準じてこれを行うものとする。

なお、特定組合にあつては、合同評価班によって全筆調査を行う場合には実測調査で行うものとする。

(2) 農家申告抜取調査

農家申告抜取調査を採用することとした組合等にあつては、次により行う。

ア 農家申告抜取調査は、組合員等ごとに全筆調査の対象耕地の2分の1以上の耕地を任意に抽出し、その抽出耕地につき、特定組合以外の組合等にあつては(1)のアからエまでに準じて、特定組合にあつては(1)のアからウまでに準じて現地評価を行うものとする。

イ 収穫皆無耕地については、すべての耕地について現地評価を行うものとし、アの任意抽出の対象からは除くものとする。

ウ 農家申告抜取調査の結果、申告単収又は分割単当減収量が組合員等ごとの耕地の相互間において均衡がとれていないと認められる場合には、その組合員等のすべての耕地について評価員が調査する。

エ 組合等は、農家申告抜取調査が終了したときは、組合員等ごとに農家申告抜取調査対象耕地について、農家申告抜取調査による見込単当収量(平均値㉠)と申告単収(平均値㉡)との差(㉠－㉡)を算定し、その差に基づき、当該組合員等の収穫期における損害通知に係る耕地(イの耕地を除く。)の申告単収を修正する。なお、農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合には、各回ごとにこれを行うものとする。

(3) 抜取調査

ア 特定組合以外の組合等の抜取調査

特定組合以外の組合等は、全筆調査又は農家申告抜取調査(以下「全筆調査等」という。)終了後、評価地区ごとに、全筆調査等を行った耕地のうちから調査筆を抽出して抜取調査を次により行う。

なお、抜取調査に先立って評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一等を(1)のアに準じて行うものとする。

(ア) 抜取調査は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに1評価地区当たり10筆以上を任意に抽出し、検見又は実測の方法により行うものとする。抜取調査野帳の取扱い等については、(1)のイからエまでに準ずるものとする。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は全筆調査等を行った耕地を被害程度、

災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

また、全筆調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

- (イ) 抜取調査の結果、全筆調査等において把握した単当収量につき耕地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の抜取調査班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

特定組合以外の組合等は、この通知を受けた評価地区について当該評価地区の評価担当者に改めて全筆調査等を行わせるものとする。この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うものとする。

- (ウ) (ア) の抜取調査筆の抽出に当たっては、収穫皆無耕地は除くものとし、当該収穫皆無耕地の全てについて評価会委員又は組合等の職員がこれを確認するものとする。

イ 特定組合の抜取調査

特定組合は全筆調査等終了後、次により抜取調査を実測の方法で行う。

- (ア) 特定組合は、抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者にそれぞれの担当評価地区の抜取調査野帳を配布する。

- (イ) 抜取調査は、評価地区ごとに全筆調査を行った耕地（収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地及び転作等耕地を除く。）のうちから評価地区に見合った一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る耕地の単当収量の把握及び分割評価を行うものとする。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は全筆調査等を行った耕地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに調査筆を抽出して行うものとする。

また、全筆調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

- (ウ) 抜取調査の結果、全筆調査等において把握した単当収量につき耕地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の抜取調査班長は直ちにその旨を特定組合に通知するものとする。

特定組合は、この通知を受けた評価地区について当該評価地区の評価担当者に改めて全筆調査等を行わせるものとする。この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うものとする。

- (エ) 特定組合の抜取調査の方法（抜取調査筆数、抜取りの方法、実測の方法等）は、畑作物共済損害評価現地調査要領（昭和54年7月11日付け54農経B第1446号農林水産省経済局長通知。以下「現地調査要領」という。）に定めるところによる。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

(オ) 収穫皆無耕地については、当該耕地の全てについて評価会委員又は特定組合の職員がこれを確認するものとする。

(4) 見回り調査

組合等は、評価会の審議の参考に資するため、必要に応じ、評価会委員に見回り調査を行わせるものとする。

見回り調査は、評価地区を設定して悉皆調査等を行っている場合は評価地区ごと、評価地区を設定せずに行っている場合は組合等の区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる耕地を適宜に抽出し、達観的な検見等により単当収量等の調査を行うものとし、その結果を明確に記録しておくものとする。

(5) 出荷数量等調査

ア 組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、収穫期において損害通知のあった組合員等の全てについて評価担当者により、出荷団体等の協力を得て、次により出荷数量等調査を行うものとする。

ただし、組合等が必要があると認めるときは、併せて、収穫前に特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により実測調査を行うものとする。

(ア) 出荷数量等調査は、出荷団体等において記録、保管されている出荷資料等から出荷数量その他必要な事項を調査する。

この場合、組合員等が、あらかじめ出荷を予定していた出荷団体等を変更して他の出荷団体等に出荷した場合にあつては、当該変更後の出荷団体等において出荷数量等調査を行うものとする。

(イ) 出荷団体等から(ア)の出荷資料等の写し及びその内容証明(当該写しが原本と相違ないことにつき当該出荷団体等が証明するものをいう。以下同じ。)が得られる場合には、(ア)の調査を省略することができるものとする。

ただし、(ア)の調査を省略した場合には、当該出荷資料等の写しを野帳に添付するものとする。

(ウ) 出荷団体等に出荷したもののほか、自家用、贈答用等に供した数量が見込まれるときは、その調査を行い、(ア)の調査の結果にその数量を加える。

(エ) 組合等は、実測調査を行った場合は、その調査結果と出荷数量等調査の調査結果を比較し、実測調査の数量が出荷数量等調査の数量を上回る場合は、改めて出荷数量等調査を行うものとする。

イ 出荷数量等調査を行う場合は、共済事故の確認及び分割評価を行うため、(1)に準じて調査を行うものとする。

(6) 発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地の現地評価及びその取り扱い

ア 発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地については、その損害発生の都度、当該耕地のすべてにつき評価員が調査し、評価会委員又は組合等の職員がこれを確認するものとする。

なお、発芽不能又は移植不能の耕地として確認された耕地のうち収穫が見込まれる耕地については、収穫期にその実収量を把握するものとする。

イ 発芽不能又は移植不能の耕地については次の（ア）に掲げる収量、さとうきび一筆全損耕地、さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地については、次の（イ）から（エ）までに掲げる共済減収量があったものとして取り扱うものとする。

（ア）発芽不能又は移植不能の耕地

a 半相殺方式

その耕地の基準収量の100分の35（大豆にあつては100分の40）に相当する収量

b 全相殺方式

その耕地の基準収量の100分の40（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては100分の45）に相当する収量

c 一筆方式

その耕地の基準収量の100分の30（大豆にあつては100分の35）に相当する収量

（イ）さとうきび一筆全損耕地

a 発芽期以外の時期（収穫期等）に共済事故によって収穫皆無耕地となった場合

その耕地の基準収量の100分の70に相当する共済減収量

b 発芽期に共済事故によって発芽不能となり収穫皆無耕地となった場合

その耕地の基準収量の100分の35に相当する共済減収量

（ウ）さとうきび特定被害耕地

次の算式により算定された共済減収量

$$\text{その耕地の基準収量} \times \frac{\text{特定春植え面積}}{\text{さとうきび特定被害耕地の面積}} \times \frac{25}{100}$$

（エ）てん菜風害等耕地

次の算式により算定された共済減収量

$$\text{その耕地の基準収量} \times \frac{\text{再は種面積等}}{\text{てん菜風害等耕地の面積}} \times \begin{cases} \text{再は種耕地の場合} \frac{10}{100} \\ \text{再移植耕地の場合} \frac{20}{100} \end{cases}$$

（7）転作等耕地の現地評価

ア 転作等耕地（（6）のアにより調査した耕地を除く。）については、転作、青刈り又はすき込みの直前に（6）のアの方法に準じて調査するものとする。

イ 調査に当たっては、転作、青刈り又はすき込みをした時以降の天候が平年並であるとした場合に、収穫を見込み得る数量をもってその収量とする。

なお、特定組合にあっては、転作等耕地の調査をする場合、農業試験場、地方農政局統計部等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

2 連合会

連合会は、その組合員たる組合等が全筆調査等を行った場合にあっては収穫期において原則として組合等の現地評価終了後、（１）の連合会抜取調査による現地評価を行うとともに、連合会が必要があると認める場合には（２）の見回り調査による現地評価を行うものとする。当該組合等が出荷数量等調査を行った場合にあっては（１）のイの連合会出荷数量等調査を行うものとする。

なお、当該組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

（１）連合会抜取調査

ア 連合会全筆抜取調査

（ア）連合会は、連合会全筆抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者にそれぞれの担当評価区域の抜取調査野帳を配布する。

（イ）連合会全筆抜取調査は、その組合員たる組合等ごとに、全筆調査等を行った耕地（収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地及び転作等耕地を除く。）のうちから一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る耕地の単当収量の把握及び分割評価を行うものとする。

また、連合会は、全筆調査の合同調査を行った場合には、連合会全筆抜取調査を省略することができるものとする。

なお、連合会全筆抜取調査は、地域、熟期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分（以下「階層区分」という。）し、各階層区分ごとに実測により調査をする耕地（以下「連合会抜取調査筆」という。）を抽出して行うものとする。ただし、被害の程度が比較的均一な組合等については、階層区分を行わなくても差し支えない。

（ウ）連合会全筆抜取調査の方法（連合会抜取調査筆数、抜取りの方法、実測の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りでない。

イ 連合会出荷数量等調査

連合会は、その組合員たる組合等の出荷数量等調査終了後、評価員及び連合会の職員により、出荷団体等の協力を得て、次により連合会出荷数量等調査を行うものとする。

ただし、連合会が必要があると認めるときは、実測の方法により調査を行うものとする。

また、組合等の出荷数量等調査が出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行われる場合には、連合会出荷数量等調査を省略することができるものとする。

(ア) 連合会出荷数量等調査は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、その組合員たる組合等が出荷数量等調査を行った組合員等のうちから調査対象組合員等を任意に抽出し、当該抽出に係る組合員等について1の(5)に準じて調査を行うものとする(様式例第12号)。

(イ) 連合会出荷数量等調査の調査対象組合員等数は、原則としてその組合員たる組合等ごとに20戸とし、組合等が出荷数量等調査を行った組合員等の数が多い場合には、その組合員等の数に応じて、適宜、調査対象組合員等数を増加するものとする。

(ウ) 連合会は、連合会出荷数量等調査が終了したときは、その調査結果とその組合員たる組合等の出荷数量等調査の調査結果を比較検討し、当該組合等の行った調査が適切でないと認められるときは、当該組合等に再調査させるものとする。

(2) 見回り調査

連合会は、損害評価会の審議の参考に資するため、必要に応じ、評価会委員、評価員及び連合会の職員に見回り調査を行わせるものとする。

見回り調査は、評価区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる耕地を任意に抽出して、検見の方法等により単当収量等の調査を行うものとし、その記録を明確にしておくものとする。

(3) 収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地及び転作等耕地の調査

収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地及び転作等耕地については、1の(7)及び(8)による組合等の現地評価終了後、評価員又は連合会の職員により、その全ての耕地について調査を行うか又は一部の耕地を抜取って調査を行うものとする。一部の耕地を抜取って調査を行った場合に、当該連合会の組合員たる組合等の行った調査が適切でないと認められるときは、当該組合等に再調査させるか又は連合会が全ての耕地について調査を行うものとする。

なお、転作等耕地の調査に当たっては、農業試験場、地方農政局統計部等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

第3節 損害評価高の取りまとめ

第1 組合等

組合等は、現地評価が終了したときは、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、半相殺方式及び全相殺方式にあっては組合員等ごと、一筆方式にあっては耕地ごとに、次により共済減収量の取りまとめを行うものとする。この場合、分割評価を行った組合等については、次により算出した共済減収量に相当する数量から分割減収量を差し引いて得た数量をもって共済減収量とする。

ただし、ばれいしょ(1類及び5類)については、共済事故により連合会又は特定組合管内で広

範囲にわたり品質低下の被害が発生した場合であって、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

1 共済減収量の取りまとめ

(1) 半相殺方式（様式例第6号の1）

(ア) 評価地区を設けた場合

現地評価の結果に基づき、評価地区ごとに、次の算式により共済減収量を算定する。

- a 組合員等の共済減収量＝ Σ （当該組合員等の被害耕地に係る基準収穫量－当該被害耕地に係る実収穫量）－当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

$$\times \frac{30}{100} \quad \left(\text{大豆にあつては} \frac{20}{100} \right)$$

ただし、面積払（営農継続支払）交付農業者（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（2）の①の営農継続支払の交付対象者であって交付を申請した者をいう。以下同じ。）が耕作する大豆（1類）に係る組合員等の共済減収量は、次の算式により算出することとする。

組合員等（面積払（営農継続支払）交付農業者に限る。）の共済減収量

＝大豆（1類）の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計－〔 Σ （当該組合員等の発芽不能等耕地（収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地及び転作等耕地をいう。以下同じ。）を除く被害耕地ごとの引受面積×当該被害耕地の組合等当初評価単当収量）＋当該組合員等の転作等耕地の第2節第2の1の（7）による収量の計＋当該組合員等の被害耕地以外の耕地ごとの基準収穫量の計〕を別紙の1に定めるところにより調整した収穫量＋当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地の第2節第2の1の（6）による収量の計〕－当該組合員等の大豆の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計×20／100

- b 組合員等の被害耕地＝ Σ （当該組合員等の発芽不能等耕地を除く被害耕地ごとの引受面積×当該被害耕地の組合等当初評価単当収量）＋当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の第2節第2の1の（6）及び（7）による収量の計
- c 組合等当初評価単当収量＝評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）＋評価地区別の単当修正量（単収差）
- d 評価地区別の単当修正量（単収差）＝評価地区別の抜取調査による単当収量の平均－評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均

ただし、評価地区別の抜取調査による単当収量の平均が当該評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均に対して97パーセントから103パーセントまでの範囲内にある場合には、評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）をもって組合等当初評価単当収量としても差し支えないものとする。

なお、評価地区別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合には、次の算式により算定するものとする。

$$\text{評価地区別の単当修正量（単収差）} = (\text{エ}) \text{ の評価地区別の単当修正量（単収差）} + \text{評価地区別の調整単収差}$$

この場合において、加重平均の算定に用いる引受面積は、評価地区別の半相殺3割（大豆にあつては2割）超過被害があつた全組合員等の被害耕地（発芽不能等耕地を除く。）の引受面積を用いるものとし、全筆調査において、評価地区の設定単位を半相殺方式と一筆方式を併せて設定した組合等にあつては、当該評価地区別の半相殺3割（大豆にあつては2割）超過被害があつた全組合員等の被害耕地（発芽不能等耕地を除く。）の引受面積及び一筆4割（大豆にあつては3割）超過被害があつた被害耕地（発芽不能等耕地を除く。）の引受面積の合計（（3）において同じ。）とするものとする。

（イ）評価地区を設けなかった場合

次の算式により共済減収量を算定する。

$$\text{a 組合員等の共済減収量} = \Sigma \left(\text{当該組合員等の被害耕地に係る基準収穫量} - \text{当該被害耕地に係る実収量} \right) - \text{当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計}$$

$$\times \frac{30}{100} \quad \left(\text{半相殺大豆にあつては} \frac{20}{100} \right)$$

ただし、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する大豆（1類）に係る組合員等の共済減収量は、次の算式により算出することとする。

組合員等（面積払（営農継続支払）交付農業者に限る。）の共済減収量

$$= \text{大豆（1類）の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計} - \left[\left\{ \Sigma \left(\text{当該組合員等の発芽不能等耕地を除く被害耕地ごとの引受面積} \times \text{当該被害耕地の全筆調査等による単当収量} \right) + \text{当該組合員等の転作等耕地の第2節第2の1の（7）による収量の計} + \text{当該組合員等の被害耕地以外の耕地ごとの基準収穫量の計} \right\} \text{を別紙の1に定めるところにより調整した収穫量} + \text{当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地の第2節第2の1の（6）による収量の計} \right] - \text{当該組合員等の大豆の栽培を行う耕地ごとの基準収穫量の合計} \times 20 / 100$$

$$\text{b 組合員等の被害耕地} = \Sigma \left(\text{当該組合員等の発芽不能等耕地を除く被害耕地ごとの引受に係る実収量} \quad \text{面積} \times \text{当該被害耕地の全筆調査等による単当収量} \right) + \text{当該組合}$$

員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の第2節第2の1の(6)及び(7)による収量の計

なお、見回り調査の結果に基づき、全筆調査等による単当収量を修正した場合には、その単当収量を用いて上記の計算を行うものとする。

(2) 全相殺方式

ア 出荷数量等の調査により現地評価をした場合
次の算式により共済減収量を算定する。

(ア) 組合員等の共済減収量

a 組合員等の共済減収量＝(当該組合員等の基準収穫量－当該組合員等の実収穫量)

$$- \text{当該組合員等の基準収穫量の合計} \times \frac{20}{100} \text{ (ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては} \frac{10}{100} \text{)}$$

b 組合員等の実収穫量＝出荷数量等調査による当該組合員等の収量の計＋当該組合員等(てん菜及びさと の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の第2節第うきびを除く。) 2の1の(6)及び(7)による収量の計－当該組合員等の発芽不能又は移植不能の耕地の実収量の計

ただし、面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)にあっては別紙の1、ばれいしょ(1類及び5類)及びそばにあっては別紙の3に定めるところにより、組合員等の実収穫量を調整することとする。この場合には移植不能又は発芽不能耕地については当該調整を行わないものとする。

c 組合員等の実収穫量＝出荷数量等調査による当該組合員等の収量の計×換算係数＋当該組合員等(てん菜及びさと 該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕等耕地の第2節第2の1の(6)及び(7)による収量の計－当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地の実収量の計×換算係数

ただし、面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作するてん菜にあっては、別紙の3に定めるところにより、組合員等の実収穫量を調整することとする。この場合には発芽不能又は移植不能耕地については当該調整を行わないものとする。

$$d \text{ 換算係数} = \frac{\text{当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}$$

(イ) さとうきびについて、さとうきび一筆全損耕地がある場合は、次の算式により算定した当該耕地の共済減収量に相当するものと（ア）により算定した組合員等の共済減収量に相当するものとを比較して、いずれか大きい方をもって当該組合員等の共済減収量とする。

さとうきび一筆全損耕地の共済減収量に相当するもの

$$= \Sigma (\text{発芽期以外の時期（収穫期等）に共済事故によって収穫皆無となった場合のさとうきび一筆全損耕地の基準収穫量} \times 0.7 + \text{発芽期に共済事故によって収穫皆無となった場合のさとうきび一筆全損耕地の基準収穫量} \times 0.35)$$

(ウ) さとうきびについて、さとうきび特定被害耕地がある場合は、（ア）により算定した組合員等の共済減収量に相当するものにさとうきび特定被害耕地の共済減収量に相当するものを加えて当該組合員等の共済減収量とする。

(エ) てん菜について、てん菜風害等耕地がある場合は、（ア）により算定した組合員等の共済減収量に相当するものにてん菜風害等耕地の共済減収量に相当するものを加えて当該組合員等の共済減収量とする。

イ 全筆調査等により現地評価をした場合（様式例第6号の1）

（ア）評価地区を設けた場合

現地評価の結果に基づき、評価地区ごとに、次の算式により共済減収量を算定する。

$$a \text{ 組合員等の共済減収量} = (\text{当該組合員等の基準収穫量の合計} - \text{当該組合員等の実収穫量の合計}) - \text{当該組合員等の基準収穫量の合計} \times \frac{20}{100}$$

$$(\text{ばれいしょにあつては} \frac{10}{100})$$

$$b \text{ 組合員等の実収穫量} = \Sigma (\text{当該組合員等の発芽不能等耕地を除く耕地ごとの引受面積} \times \text{当該組合員等の当該耕地の組合等当初評価単当収量}) + \text{当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の第2節第2の1の(6)及び(7)による収量の計}$$

ただし、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作するばれいしょ（5類）に係る組合員等の実収穫量は、次の算式により算出することとする。

組合員等（面積払（営農継続支払）交付農業者に限る。）の実収穫量

$$= \{ \Sigma (\text{当該組合員等の発芽不能等耕地を除く耕地ごとの引受面積} \times \text{当該耕地の組合等当初評価単当収量}) + \text{当該組合員等の転作等耕地の第2節第2の1の(7)による収量の計} \} \text{を別紙の3に定めるところにより調整した収穫量} + \text{当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地の第2節第2の1の(6)による収量の計}$$

$$c \text{ 組合等当初評価単当収量} = \text{評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）} + \text{評}$$

価地区別の単当修正量（単収差）

- d 評価地区別の単当修正量（単収差）＝評価地区別の抜取調査による単当収量の平均－
評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均

ただし、評価地区別の抜取調査による単当収量の平均が当該評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均に対し 97 パーセントから 103 パーセントまでの範囲内にある場合には、評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）をもって組合等当初評価単当収量としても差し支えないものとする。

なお、評価地区別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合には、（１）のアの「なお書」に準じて行うものとする。

この場合において、評価地区別の単当修正量の評価地区別の全相殺 2 割超過被害があった全組合員等の引受面積（発芽不能等耕地の引受面積を除く。）を重みとする加重平均値は、d の評価地区別の単当修正量（単収差）をこれと同様の方法により加重平均した値を下回ってはならないものとする。

（イ）評価地区を設けなかった場合

次の算式により共済減収量を算定する。

- a 組合員等の共済減収量＝（当該組合員等の基準収穫量の合計－当該組合員等の実収穫

$$\text{量）－当該組合員等の基準収穫量の合計} \times \frac{20}{100} \quad (\text{ばれい$$

$$\text{しょにあつては } \frac{10}{100})$$

- b 組合員等の実収穫量＝ Σ （当該組合員等の発芽不能等耕地を除く耕地ごとの引受面積
×当該組合員等の当該耕地の全筆調査等による単当収量）＋当
該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地
の第 2 節第 2 節第 2 の 1 の（６）及び（７）による収量の計

ただし、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作するばれいしょ（５類）に係る組合員等の実収穫量は、次の算式により算出することとする。

組合員等（面積払（営農継続支払）交付農業者に限る。）の実収穫量

$$= \{ \Sigma (\text{当該組合員等の発芽不能等耕地を除く耕地ごとの引受面積} \times \text{当該耕地の全筆調査等による単当収量}) + \text{当該組合員等の転作等耕地の第 2 節第 2 の 1 の（７）による収量の計} \}$$

を別紙の 3 に定めるところにより調整した収穫量＋当該組合員等の発芽不能若しくは移植不能の耕地の第 2 節第 2 の 1 の（６）による収量の計

なお、見回り調査の結果に基づき、全筆調査等による単当収量を修正した場合には、その単当収量を用いて上記の計算を行うものとする。

（３）一筆方式（様式例第 6 号の 2）

(ア) 評価地区を設けた場合

現地評価の結果に基づき、評価地区ごとに、次の算式により共済減収量を算定する。

a 耕地の共済減収量＝（当該被害耕地に係る基準収穫量－当該被害耕地に係る実収穫量）－当該被害耕地に係る基準収穫量× $\frac{40}{100}$ （大豆にあつては $\frac{30}{100}$ ）

b 被害耕地に係る＝当該被害耕地の引受面積×当該被害耕地の組合等当初評価単当収量実収穫量

ただし、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地にあつては第2節第2の1の（6）及び（7）による収量とする。

また、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する大豆（1類）にあつては、別紙の2に定めるところにより、被害耕地に係る実収穫量を調整することとする。この場合には、発芽不能若しくは移植不能の耕地については当該調整を行わないものとする。

c 組合等当初評価単当収量＝評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）＋評価地区別の単当修正量（単収差）

d 評価地区別の単当修正量（単収差）＝評価地区別の抜取調査による単当収量の平均－評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均

ただし、評価地区別の抜取調査による単当収量の平均が当該評価地区別の抜取調査筆に係る全筆調査等による単当収量の平均に対して97パーセントから103パーセントまでの範囲内にある場合には、評価地区別の全筆調査等による単当収量（耕地ごと）をもって組合等当初評価単当収量としても差し支えないものとする。

なお、評価地区別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合には、（1）のアの「なお書」に準じて行うものとする。この場合において、加重平均の算定に用いる引受面積は、評価地区別の一筆4割（大豆にあつては3割）超過被害があつた全被害耕地（発芽不能等耕地を除く。）の引受面積を用いるものとする。

(イ) 評価地区を設けなかった場合

次の算式により共済減収量を算定する。

a 耕地の共済減収量＝（当該被害耕地に係る基準収穫量－当該被害耕地に係る実収穫量）－当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の栽培を行う耕地の基準収穫量× $\frac{40}{100}$ （大豆にあつては $\frac{30}{100}$ ）

b 被害耕地に係る＝当該被害耕地の引受面積×当該被害耕地の全筆調査等による単当収量実収穫量

ただし、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地にあっては第2節第2の1の(6)及び(7)による収量とする。

また、面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)にあっては、別紙の2に定めるところにより、被害耕地に係る実収穫量を調整することとする。この場合には、発芽不能若しくは移植不能の耕地については当該調整を行わないものとする。

なお、見回り調査の結果に基づき、全筆調査等による単当収量を修正した場合には、その単当収量を用いて上記の計算を行うものとする。

2 評価会に対する諮問

組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺方式及び全相殺方式にあっては共済金支払対象組合員等及び組合員等ごと、一筆方式にあっては共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

(1) 半相殺方式

ア 評価地区を設けた場合

(ア) 評価地区ごとの共済金支払対象組合員等数

(イ) 評価地区ごとの組合員等の被害面積、共済減収量、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の収量、分割減収量及び共済金支払見込額の合計及び平均

なお、面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)に係る転作等耕地の収量は、別紙の1に定めるところにより調整したものとする。

(ウ) (イ)の事項についての組合等の合計及び平均値

(エ) 評価地区ごとの単当修正量及び単当修正量の算出経緯

(オ) 面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)について、1の(1)の(ア)のaのただし書を適用しないものとして算出した共済減収量

(カ) その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設けない場合

(ア) アの(イ)の事項についての組合員等ごとの数値並びに組合等の合計及び平均値

(イ) 面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)について、1の(1)の(イ)のaのただし書を適用しないものとして算出した共済減収量

(ウ) その他審査に必要な事項

(2) 全相殺方式

ア 評価地区を設けた場合

(ア) 評価地区ごとの共済金支払対象組合員等数

(イ) 評価地区ごと、組合員等ごとの引受面積、共済減収量、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の収量、分割減収量及び共済金支払見込額並びにさとうきびにあってはさとうきび一筆全損耕地又はさとうきび特定被害耕地の共済減収量、基準糖度及び平均糖

度並びにてん菜にあつてはてん菜風害等耕地の共済減収量、基準糖度及び平均糖度

なお、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作するばれいしょ（１類及び５類）、大豆（１類）、てん菜及びそば（以下「面積払（営農継続支払）交付対象畑作物」という。）に係る転作等耕地の収量は、大豆（１類）については別紙の１、ばれいしょ（１類及び５類）、てん菜及びそばについては別紙の３に定めるところにより調整したものとする。

（ウ）（イ）の事項についての組合等の合計及び平均値

（エ）準則第１第３項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物にあつては、評価地区ごとの単当修正量及び単当修正量の算出経緯

（オ）準則第１第３項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの当該年産及び前２年産の出荷状況等（出荷戸数、栽培面積、出荷数量、その他出荷の状況を明らかにする事項）について出荷団体等の資料等に基づき取りまとめた出荷実績

（カ）面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作するばれいしょ（５類）について、１の（２）のイの（ア）のｂのただし書を適用しないものとして算出した共済減収量

（キ）その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設けない場合

（ア）組合等の区域に係るアの（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）に掲げる事項

（イ）面積払（営農継続支払）交付対象畑作物について、１の（２）のアの（ア）のｂ及びｃ並びに１の（２）のイの（イ）のｂのただし書をそれぞれ適用しないものとして算出した共済減収量

（ウ）その他審査に必要な事項

（３）一筆方式

ア 評価地区を設けた場合

（ア）評価地区ごとの共済金支払対象耕地数

（イ）評価地区ごとの耕地の被害面積、共済減収量、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の収量、分割減収量及び共済金支払見込額の合計及び平均

なお、面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する大豆（１類）に係る転作等耕地の収量は、別紙の２に定めるところにより調整したものとする。

（ウ）（イ）の事項についての組合等の合計及び平均値

（エ）評価地区ごとの単当修正量及び単当修正量の算出経緯

（オ）面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する大豆（１類）について、１の（３）の（ア）のｂのただし書を適用しないものとして算出した共済減収量

（カ）その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設けない場合

(ア) アの(イ)の事項についての耕地ごとの数値並びに組合等の合計及び平均値

(イ) 面積払(営農継続支払)交付農業者が耕作する大豆(1類)について、1の(3)の(イ)のbのただし書を適用しないものとして算出した共済減収量

(ウ) その他審査に必要な事項

3 評価会の答申

評価会は、2の事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

4 損害高の認定及び組合等の当初評価高の報告

(1) 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、3の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、半相殺方式及び全相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を、一筆方式にあつては共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定する。当該組合等は、この認定した半相殺方式及び全相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を、一筆方式にあつては共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量(以下この章において「組合等当初評価高」という。)を取りまとめ、連合会に報告するものとする(様式第7号)。

(2) 特定組合

特定組合は、3の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、半相殺方式及び全相殺方式にあつては共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を、一筆方式にあつては共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定(以下この章において「特定組合当初評価高」という。)し、第1章第5節第2の3の(2)に定める期日までに特定組合当初評価高報告書(様式第13号の2)を取りまとめ農林水産大臣に報告するものとする。

第2 連合会

1 組合等の単当修正量の算定

連合会は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及びその組合員たる組合等ごとに連合会全筆抜取調査結果から、次により組合等別単当修正量を算定する。ただし、組合等別の連合会全筆抜取調査による単当収量の平均が当該組合等別の抜取調査筆に係る組合等当初評価単当収量の平均に対して97パーセントから103パーセントまでの範囲内にある場合は、組合等当初評価単当収量をもって連合会評価単当収量としても差し支えないものとする。

(1) 階層区分をして連合会全筆抜取調査を行った場合

$$\text{組合等の単当修正量(単収差)} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{階層別単純平均単当修正量} \times \text{組合等当初評価高における} \\ \text{階層別共済金支払対象組合員等に係る引受面積の計} \end{array} \right]}{\text{組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等(一筆方式にあつては共済金支払対象耕地)に係る引受面積の計}}$$

上式中「共済金支払対象組合員等(一筆方式にあつては共済金支払対象耕地)に係る引受面

積」とは、半相殺方式にあつては当該組合員等に係る被害耕地の引受面積を、全相殺方式であつて準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては当該組合員等に係る引受面積を、一筆方式にあつては被害耕地の引受面積をいう。

$$\text{階層別単純平均単当修正量} = \frac{\text{階層別の抜取調査筆の単当収量の計} - \text{階層別の抜取調査筆の組合等当初評価単当収量の計}}{\text{階層別抜取調査筆数}}$$

(2) 階層区分をしないで連合会全筆抜取調査を行った場合

$$\text{組合等の単当修正量(単収差)} = \frac{\text{抜取調査筆の単当収量の計} - \text{抜取調査筆の組合等当初評価単当収量の計}}{\text{抜取調査筆}}$$

(3) 組合等別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合

$$\text{組合等の単当修正量(単収差)} = \left\{ \begin{array}{l} + \text{見回り調査による組合等の調整単収差} \\ \text{又は} \\ \times \text{見回り調査による組合等の単当収量調整率} \end{array} \right. \text{(1) 又は (2) の組合等の単当修正量}$$

この場合において、組合等別の単当修正量の、半相殺方式にあつては組合等別の半相殺3割(大豆にあつては2割)超過被害があつた組合員等に係る被害耕地(発芽不能等耕地を除く。)の引受面積を、全相殺方式であつて準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては組合等別の全相殺2割(ばれいしょにあつては1割)超過被害があつた組合員等に係る引受面積(発芽不能等耕地の引受面積を除く。)を、一筆方式にあつては組合等別の一筆4割(大豆にあつては3割)超過被害があつた被害耕地(発芽不能等耕地を除く。)の引受面積を重みとする加重平均値は、(1)又は(2)の組合等の単当修正量をこれと同様の方法により加重平均した値を下回つてはならないものとする。

2 組合等別の損害高の算定

連合会は、1により算定された組合等別の単当修正量に基づき、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等(一筆方式にあつては共済金支払対象耕地)に係る損害高を修正し、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの共済金支払対象組合員等数(一筆方式にあつては共済金支払対象耕地数)、引受面積(半相殺方式、一筆方式にあつては被害面積)及び共済減収量を算定する。

ただし、面積払(営農継続支払)交付対象畑作物については、第1の1に準じて、組合等別の単当修正量に基づき、損害高を修正する際に用いる収穫量等を調整することとする。

なお、この算定に当たっては、次に掲げる共済減収量は修正の対象としないものとする。

(1) 半相殺方式にあつては、収穫皆無、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の減収

量のみで半相殺3割（大豆にあっては2割）超過被害になる組合員等については共済減収量のうち、これらの耕地のみについて減収があったものとして算定した共済減収量に相当する部分（以下「発芽不能等耕地共済減収量」という。）

（2）全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては、その栽培するすべての耕地が収穫皆無、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地となった組合員等に係る共済減収量、共済金支払の対象となるさとうきび一筆全損耕地に係る共済減収量、さとうきび特定被害耕地に係る共済減収量及びてん菜風害等耕地に係る共済減収量

（3）一筆方式にあっては、収穫皆無、発芽不能若しくは移植不能の耕地又は転作等耕地の共済減収量

3 評価会に対する諮問

連合会は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及びその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

（1）現地評価を連合会全筆抜取調査により行った場合は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該組合等ごとの単当修正量、その単当修正量の算出経緯及び組合等別の損害高の算定結果

（2）現地評価を連合会出荷数量等調査により行った場合は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該組合等ごとの連合会出荷数量等調査の結果

（3）全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものにあつては、当該組合等ごとに畑作物共済の共済目的の種類等ごとの当該年産及び前2年産の出荷状況等（出荷戸数、栽培面積、出荷数量、その他出荷の状況を明らかにする事項）について出荷団体等の資料等に基づきまとめた出荷実績

（4）組合等別の組合等当初評価高

（5）面積払（営農継続支払）交付対象畑作物について、2のただし書を適用しないものとして算出した損害高

（6）その他審査に必要な事項

4 評価会の答申

評価会は、3の事項につき審議し、その結果を連合会に答申する。

5 共済減収量の当初認定

（1）連合会は、4の答申があつた場合には、その内容について検討参酌の上、その組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定する。

（注）全相殺方式であって準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農作物に係るものについては、評価会の答申を踏まえた上で、出荷数量等からみて共済減収量が過大となることのないよう十分注意の上、共済減収量を認定すること。

（2）3により諮問した連合会案を修正して認定する場合は、4の答申の内容を踏まえて修正され

たその組合員たる組合等ごとの単当修正量により、当該連合会案における組合等ごとの共済減収量を修正し認定する。

この場合、修正後の共済減収量の都道府県計は、2により算定した組合等別の共済減収量の合計を上回ってはならないものとする。

6 共済金支払見込額の算定

連合会は、5によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量（以下「連合会当初評価高」という。）を認定後、次式により得られる金額を当該組合等ごとに合計することにより当該組合等ごとの共済金支払見込額を算定する。

$$\text{組合員等ごとの単位当たり共済金額} \times \text{連合会当初評価高の基礎とされた組合員等（一筆方式にあつては耕地）ごとの共済減収量}$$

7 連合会当初評価高の報告

連合会は、5及び6の結果を連合会当初評価高報告書（様式第13号の1）に取りまとめ、第1章第5節第2の3の（2）に定める期日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第4節 損害評価高の決定

第1 連合会

連合会は、次によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量を最終的に認定するものとする。

- 1 連合会は、畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、総保険金額に畑作物通常標準被害率（法第135条第5号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額（以下「通常標準被害額」という。）を超えない場合においては、連合会当初評価高どおりその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに、当該組合等に通知するものとする。

ただし、当該連合会が支払うべき保険金の額が通常標準被害額を超えることとなったときは、2に準じて行うこととする。

- 2 連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、連合会当初評価高について農林水産大臣の認定を受け、当該連合会当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と一致するときは連合会当初評価高どおり認定し、1に準じて通知等を行うものとする。

連合会当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と異なるときは、評価会に諮って連合会当初評価高を農林水産大臣の認定する数量に一致するように修正し、これに応じてその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定し、その旨を当該組合等に通知する。この場合の修正は組合等ごとの連合会当初評価高について一律に行うことを原則とするが、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮って適宜に修正方式を定めて修正することとしても差し支えない

い。連合会当初評価高を修正する場合は、第3節第2の2の（１）、（２）及び（３）に掲げる
共済減収量並びに全相殺方式（準則第1第3項に規定する組合員等の栽培する同項に規定する農
作物を除く。第3の1の（２）において同じ。）の共済減収量は、修正の対象としないものとす
る。

3 連合会は、2によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量を修正して認定する場合は、必要
に応じ、当該組合等が組合員等（一筆方式にあつては耕地）の共済減収量を修正するのに必要な
次の事項に関する資料を提示するとともに、都道府県の協力を得て、共済減収量の修正方法につ
き当該組合等の指導を行う。

（１）連合会指示単当修正量

（２）連合会算定による共済金支払対象組合員等数（一筆方式にあつては共済金支払対象耕地数）

（３）その他必要な事項

第2 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、次により半相殺方式及び全相殺方式にあつては共済金支払対象組合員
等ごと、一筆方式にあつては共済金支払対象耕地ごとの共済減収量を認定する。

1 半相殺方式及び全相殺方式

（１）組合等当初評価高どおり最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれと
を対比して修正をする必要がない場合は、そのまま共済金支払対象組合員等及びその組合員等
ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するものとする。

（２）組合等当初評価高を修正して最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれと
を対比して修正をする必要がある場合は、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次
により修正し、評価会に諮って、共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量
を認定する。

ア 特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済
減収量との関係から組合等当初評価高を修正するための単当修正量を連合会の指導を受けて
算定し、これを組合員等ごとに一律に適用して、次の算式により組合等当初評価高における
共済減収量を修正するものとする（「損害評価取りまとめ表」（様式例第6号の1））。た
だし、単当修正量によって組合員等ごとの共済減収量を修正することが適当でないときは、
連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量との関係から、組合等
当初評価高を修正するための修正率を連合会の指導を受けて算定し、これを一律に適用して
組合等当初評価高における共済減収量を修正することとしても差し支えない。

$$\text{修正共済減収量} = \frac{\text{現地評価を行った被害組合員等} + \text{共済減収量の修正量}}{\text{（組合員等別）の共済減収量}} \quad \text{（組合員等別）}$$

$$\text{共済減収量の修正量} = \text{連合会指示} \times \text{引受面積（第2節第2の1の（6）のア及び同1の}$$

(組合員等別) 単当修正量 (7) のアの耕地の引受面積を除く。)

上記により算定された共済減収量の組合等合計が連合会の認定した当該組合等の共済減収量を超えるときは、連合会認定の共済減収量と一致するように一律に再修正し、組合員等別の共済減収量を決定するものとする。

イ 組合等当初評価高における組合員等ごとの共済減収量の修正は一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが適当でないと認めるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における組合員等ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員等ごとの修正に差をつけても差し支えない。この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい組合員等に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい組合員等に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。

ウ 分割減収量がある組合員等についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員等については、(1) 及び (2) により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

2 一筆方式

(1) 組合等当初評価高どおり最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれとを対比して修正をする必要がない場合は、そのまま共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するものとする。

(2) 組合等当初評価高を修正して最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれとを対比して修正をする必要がある場合は、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って、共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定する。

ア 特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量との関係から組合等当初評価高を修正するための単当修正量を連合会の指導を受けて算定し、これを耕地ごとに一律に適用して、次の算式により組合等当初評価高における共済減収量を修正するものとする（「損害評価取りまとめ表」（様式例第6号の2））。ただし、単当修正量によって耕地ごとの共済減収量を修正することが適当でないときは、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量との関係から、組合等当初評価高を修正するための修正率を連合会の指導を受けて算定し、これを一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量を修正することとしても差し支えない。

修正共済減収量＝現地評価を行った被害 ＋ 共済減収量の修正量

(耕地別) 耕地の共済減収量 (耕地別)

共済減収量の修正量＝連合会指示×引受面積（第2節第2の1の(6)のア及び同1の

(耕地別) 単当修正量 (7) のアの耕地の引受面積を除く。)

修正された共済減収量の組合等合計が連合会の認定した当該組合等の共済減収量を超えるときは、連合会認定の共済減収量と一致するように一律に再修正し、耕地別の共済減収量を決定するものとする。

イ 組合等当初評価高における耕地ごとの共済減収量の修正は一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが適当でないと認めるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における耕地ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、耕地ごとの修正に差を付けても差し支えない。この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい耕地に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい耕地に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。

ウ 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある耕地については、（１）及び（２）により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

第３ 特定組合

特定組合は、次により半相殺方式及び全相殺方式にあつては共済金支払対象組合員ごと、一筆方式にあつては共済金支払対象耕地ごとの共済減収量を最終的に認定するものとする。

１ 半相殺方式及び全相殺方式

（１）特定組合は、畑作物共済保険区分（法第１４１条の４第４項の畑作物共済保険区分をいう。以下同じ。）ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超えない場合においては、特定組合当初評価高どおり共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

（２）特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、特定組合当初評価高について農林水産大臣の認定を求め、当該特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と一致するときは特定組合当初評価高どおり認定する。

特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と異なるときは、評価会に諮って特定組合当初評価高を農林水産大臣の認定する数量に一致するように修正し、これに応じて組合員ごとの共済減収量を認定する。この場合の修正は特定組合当初評価高について一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが妥当でないと認めるときは、評価会に諮った上、特定組合当初評価高における組合員ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員ごとの修正に差をつけても差し支えない。

この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい組合員に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい組合員に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。ただし、特定組合当初評価高を修正する場合は、第３節第２の２の（１）及び（２）に掲げる共済減収量並びに全相殺方式の共済減収量は、修正の対象としないものとする。

(3) 分割減収量がある組合員についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員については、(1) 及び (2) により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

2 一筆方式

(1) 特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超えない場合においては、特定組合当初評価高どおり共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

(2) 特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、特定組合当初評価高について農林水産大臣の認定を求め、当該特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と一致するときは特定組合当初評価高どおり認定する。

特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量と異なるときは、評価会に諮って特定組合当初評価高を農林水産大臣の認定する数量に一致するように修正し、これに応じて耕地ごとの共済減収量を認定する。この場合の修正は特定組合当初評価高について一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが妥当でないと認めるときは、評価会に諮った上、特定組合当初評価高における耕地ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、耕地ごとの修正に差をつけても差し支えない。この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい耕地に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい耕地に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。ただし、特定組合当初評価高を修正する場合は、第3節第2の2の(3)に掲げる共済減収量は、修正の対象としないものとする。

(3) 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある耕地については、(1) 及び (2) により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

第5節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 再保険金の概算払を受けない場合

1 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合（第1章第4節第1の損害認定の対象となる損害割合以上の割合であって、組合等が共済金の仮渡しの支払開始損害割合として任意に定めたものをいう。以下同じ。）を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書（様式例第3号の1、2の(1)及び2の(2)、3又は4。以下本章において同じ。）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第2節に準じた現地評価及び第3節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ連合会が経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 連合会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、1の組合等の組合員等について、組合員等ごと又は耕地ごとに第2節に準じた現地評価及び第3節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

第2 再保険金の概算払を受ける場合

連合会は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、組合員等ごと又は耕地ごとに、半相殺方式にあつては6割（大豆にあつては5割）以上、全相殺方式にあつては5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割）以上、一筆方式にあつては8割（大豆にあつては7割）以上となる見込みである場合について、再保険金の概算払を受けることができる。

1 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第2節に準じて現地評価を行うとともに、当該共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等又は組合員等の耕地の被害の概況を調査し、その結果を第3節に準じて仮損害評価書（様式第19号の1の（1）。以下本節において同じ。）に定める事項について取りまとめる。

2 連合会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、1の組合等の組合員等について、組合員等ごと又は耕地ごとに第2節に準じて現地評価を行うとともに、当該共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等又は組合員等の耕地の被害の概況を調査し、その結果を第3節に準じて仮損害評価書に定める事項について取りまとめる。

なお、保険金の仮渡しを行わない組合等については、再保険区分ごとの共済金及び再保険金の総額を把握するため、共済金の仮渡しの対象とする共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等又は組合員等の耕地の被害の概況を調査させ、その結果を第3節に準じて仮損害評価書に定める事項について取りまとめ、連合会に提出させる。

第6節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第2節に準じた現地評価及び第3節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

第2 保険金の概算払を受ける場合

特定組合は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、組合員等ごと又は耕地ごとに、半相殺方式にあつては6割（大豆にあつては5割）以上、全相殺方式にあつては5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割）以上、一筆方式にあつては8割（大豆にあつては7割）以上となる見込みである場合について、保険金の概算払を受けることができる。

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第2節に準じて現地評価を行うとともに、当該共済目的の種類等と同一の保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員又は組合員の耕地の被害の概況を調査し、その結果を第3節に準じて仮損害評価書（様式22号の2）に定める事項について取りまとめる。

第3章 蚕繭に係る畑作物共済の損害評価

第1節 桑葉被害に係る損害評価

第1 損害評価の時期及び損害評価の単位

1 損害評価の時期

損害評価の時期は、通常、被害の発生の都度、その災害の終了直後とする。ただし、被害が判然としているときは、適当な時期としてもよい。掃立期以前に災害が発生した場合は、実掃立共済箱数の調査は確認のできる適当な時期（掃立期）に行う。

2 損害評価の単位

損害評価の単位は、引受要綱第1章第6節の引受けの単位と同様であり、共済責任期間内において桑葉につき共済事故が発生し、これによって2割超過被害があると認められる組合員等の管理する桑園全部（当該組合員等が養蚕計画の一環として被害発生前において桑園単位に桑葉を購入する契約を締結しており、かつ、当該桑園を自ら肥培管理している場合における桑園を含む。以下同じ。）及び当該組合員等に係る実掃立箱数又は飼育継続箱数につき畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごととする。

第2 現地評価

1 損害評価の準備

(1) 組合等

ア 評価担当者の指定と評価日程の計画等

組合等は、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名を標準とする。）、これに班長を置き、現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合における当該離島における調査は、評価会委員及び評価員により行うことができる。

イ 現地評価日程の通知

組合等は、現地評価日程を定めたときは、評価担当者に現地評価日程を通知する。

なお、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上、行う。

ウ 損害評価野帳の準備

組合等は、組合員等損害通知書による通知をした組合員等及び当該通知がない組合員等であっても2割超過被害があると認められる組合員等について、必要に応じて現地評価の道順又は地番順等により野帳（様式例第26号の1）に通し番号を付する。

(2) 連合会

ア 評価担当者の指定等

連合会は、現地評価を開始するときまでに、必要に応じて評価会委員、評価員及び連合会の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し、これに班長を置き、現地評価日程を計画する。

イ 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、見回り調査等の現地評価日程を定め、評価担当者に通知する。

2 現地評価

(1) 組合等

ア 桑園の現地評価

(ア) 組合等は、現地評価に先立って、評価担当者を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与え、評価方法及び検見眼の統一を図ってから、野帳を配布する。

(イ) 現地評価は各桑園について10アール当たり基準収桑量（被害発生直前において当該被害がなかったとした場合において収穫期に収穫が見込まれる数量とする。）及び被害（共済事故以外の原因による被害は含めない。）の割合を評価者全員による合議又は投票の方法により決めて野帳に記録し、減収桑量及び収桑見込量を算出して記入する。被害の割合の調査に当たっては、現地調査要領に定める「桑葉の被害減収推定尺度」を標準とする。

(ウ) 班長は、その日の現地評価が終了したときは、野帳に押印又は署名をして、速やかに組合等に提出する。

(エ) 特定組合以外の組合等は、現地評価が終了したときは、速やかに、被害に係る組合員等数及び桑園数を連合会に報告する。

イ 実掃立共済箱数及び飼育継続箱数の調査

組合等は、災害の発生した時期が掃立て前の場合は引受要綱において定める実掃立箱数等報告書（引受要綱様式例第19号）をもとに実掃立共済箱数を、災害の発生した時期が掃立て以後の場合はアの現地評価に並行して、被害発生後における当該組合員等の飼育継続箱数をそれぞれ調査する。

(2) 連合会

連合会は、その組合員たる組合等ごとに被害桑園についての見回り調査（連合会が必要があると認める場合には、連合会全戸抜取調査）及び実掃立共済箱数又は飼育継続箱数の調査を行う。

第3 損害評価高の取りまとめ

1 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、各評価班から提出された野帳を審査し、連合会が行った調査結果の通知を受けた場合にはその通知を参考として、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに（1）の事項を取りまと

め野帳に記録するとともに、損害通知書（様式第25号）を作成し、遅滞なく連合会に通知する。

（1）取りまとめ事項

ア 被害発生直前の必要桑量：共済箱数に被害発生時の令期から上簇までに必要とする箱当たり基準給桑量を乗じて求める。

この場合の箱当たり基準給桑量は現地調査要領に定める「箱当たり基準給桑量」によって算出する。

イ 収桑見込量（総量）：当該組合員等の被害発生直後の第1の2の桑園全部の収桑見込量及び当該組合員等の被害発生直前において予定していた購入桑量の合計値とする。

ウ 掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数：収桑見込量（総量）から算出される被害発生後の掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数とする。

掃立可能箱数は、収桑見込量（総量）を箱当たり基準給桑量で除して求めたものとする。
この場合において算出された掃立可能箱数が当該組合員等の居住する地区等での蚕種又は蚕児の購入又は配布の申込みに当たっての最小取引単位を下回る部分があるときはその部分を切り捨てて整理した数値とする。

飼育継続可能箱数は、収桑見込量（総量）を被害発生時の令期から上簇までに必要とする箱当たり基準給桑量で除して求める。

エ 掃立減少割合：共済箱数から掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数を差し引いて得た箱数を共済箱数で除して得た割合とする。

オ 分割箱数：共済事故以外の原因により掃立て又は飼育を減少したと認められる箱数とし、掃立前は掃立可能箱数と共済箱数のうちいずれか少ない方から実掃立共済箱数を差し引いて得た箱数、掃立後は飼育継続可能箱数と共済箱数のうちいずれか少ない方から飼育継続箱数を差し引いて得た箱数とする。

カ 飼育必要桑量：被害発生後の実掃立共済箱数又は飼育継続箱数に要する飼育必要桑量とし、実掃立共済箱数又は飼育継続箱数に箱当たり基準給桑量（飼育継続箱数に係るものにあつては、被害発生時の令期から上簇までに必要なもの。）を乗じて求める。

キ 必要買桑量：飼育必要桑量から収桑見込量（総量）を差し引いて得た総量とする。

ク 買桑量：実買桑量（買桑証明書に記載された全芽量換算をした桑量）と必要買桑量とを比較しいずれか少ない方の数量を買桑量とする。ただし、買桑をした組合員等が売桑をした場合には、その売桑をした数量を実買桑量から差し引いて得た数量を実買桑量とする。

ケ 分割買桑量：共済事故以外の原因により購入したと認められる桑量とする。

（2）桑葉に係る数量の注意事項

桑葉に係る数量の取りまとめは全芽量に統一して行うものとし、調査が全芽量以外で行われた場合には次の換算率によって換算する。

条桑の全芽量換算率 50%

正葉の全芽量換算率 115%

ただし、換算率は、桑の品種、蚕期等によって異なることがあるので、この換算率を適用できない場合は、連合会が農業試験場等の関係機関の意見を聴いて定める換算率による。

(3) 買桑に係る取扱い上の注意事項

ア 組合員等が当初から養蚕計画の一環として買桑契約を行い買桑を予定していた場合において当該契約者の桑葉に共済事故が発生し当該契約者から買桑を行うことができず、他の者から購入したときでも当初から予定していた数量に相当する収繭量は、共済事故による共済目的の減収量として認めない。ただし、第1の2に規定する桑園に共済事故が発生し、他の者から購入した場合はこの限りでない。

イ 買桑の葉質等が原因となって蚕病が発生し、繭が減収したことが明らかな場合には、その買桑は第1章第4節第3の買桑としては取り扱わない。

ウ 共同経営における買桑について

共同経営の構成員が個々に桑葉の生産を行い、共同経営体はその桑葉の買上げを行っている場合の桑葉の被害については、その売買の実態により次のように取り扱う。

(ア) 桑葉の売買が、構成員に対する収益配分の方法の擬制として単に売買の形式をとっているに過ぎない場合は、その桑葉の共済事故により他から桑葉を購入したときの当該購入量は、第1章第4節第3の買桑として取り扱う。

(イ) 桑葉の売買が、共同経営体と構成員が完全に独立した形で行われている場合には、その桑葉の共済事故により他から桑葉を購入したときの当該購入量は、第1章第4節第3の買桑として取り扱わない。

(4) 桑葉の食込みの取扱い上の注意事項

桑葉の食込み（例えば、春蚕用の桑葉が被害を受け、初秋蚕用の桑葉を春蚕に使用したため、初秋蚕用の桑葉が不足した場合）については、当該桑葉について損害評価を行っている場合に限り、桑葉の被害が生じたものとして取り扱うことができる。なお、具体的な取扱いについては連合会の指導を受ける。

2 特定組合

特定組合は、各評価班から提出された野帳を審査し、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び組合員ごとに、1の(2)～(4)（(4)のなお書きを除く。）の注意事項に留意しながら、1の(1)の事項を取りまとめ野帳に記録するとともに、損害通知書（様式第39号）を作成し、遅滞なく農林水産大臣に通知する。

3 連合会

連合会は、第2の2の(1)による現地評価結果により、その組合員たる組合等の損害評価結果を検討し、必要に応じて被害面積の概数等を当該組合等に通知する。

第2節 蚕児の被害に係る損害評価

第1 損害評価の時期及び損害評価の単位

1 損害評価の時期

損害評価は、通常その被害発生の都度、その被害が判然とする適当な時期に行う。

2 損害評価の単位

損害評価の単位は、引受要綱第1章第6節の引受けの単位と同様であり、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに行う。

第2 現地評価

1 損害評価の準備

(1) 組合等

ア 評価担当者の指定と評価日程の計画等

(ア) 組合等は、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名を標準とする。）、これに班長を置き、検見の方法による現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合においての当該離島の調査は、評価会委員及び評価員により行うことができる。

(イ) 現地評価日程の通知

組合等は、現地評価日程を定めたときは、評価担当者に現地評価日程を通知する。なお、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上、行う。

(ウ) 損害評価野帳の準備

組合等は組合員等損害通知書による通知をした組合員等及びその通知がない組合員等であっても2割超過被害があると認められる組合員等について、必要に応じて現地評価の道順又は地番順等により野帳に通し番号を付する。

(2) 連合会

ア 評価担当者の指定等

(ア) 連合会は、現地評価を開始するときまでに、必要に応じて評価会委員、評価員及び連合会の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し、これに班長を置き、見回り調査又は抜取調査による現地評価日程を計画する。

(イ) 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、見回り調査又は連合会全戸抜取調査の現地評価日程を定め、評価担当者に通知する。

2 現地評価

(1) 組合等

ア 組合等は、現地評価に先立って、評価担当者を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与え、

評価方法の統一を図った後、野帳を配布する。

イ 現地評価は、組合員等ごとに検見の方法によって災害の種類、り病割合、棄蚕割合等の被害状況及び飼育中の管理状況並びに分割減収量を調査する。

ウ 班長は、その日の現地評価が終了したときは、野帳に押印又は署名して速やかに組合等に提出する。

(2) 連合会

連合会は、必要に応じてその組合員たる組合等ごとに被害組合員等について見回り調査又は連合会全戸抜取調査を行う。

第3 損害評価高の取りまとめ

1 特定組合以外の組合等

組合等は、現地評価の結果により畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に、被害収量を取りまとめ、損害通知書（様式第25号）によって遅滞なく連合会に通知する。

2 特定組合

特定組合は、現地評価の結果により畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に、被害程度別減収量を取りまとめ、損害通知書（様式第39号）によって遅滞なく農林水産大臣に通知する。

3 連合会

連合会は、第2の2の（2）による現地評価結果により組合等の調査結果を検討し、必要に応じて畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）の被害程度別減収量の概数等を組合等に通知する。

第3節 収繭期における損害評価

第1 損害評価の時期、損害評価の単位及び損害評価において収繭量とする繭の基準

1 損害評価の時期

損害評価は、通常、第2の2の（1）のアの出荷数量等の調査については繭の出荷終了後の適当な時期に、第2の2の（1）のイの悉皆調査については収繭期に行う。ただし、掃立不能その他損害が判然としているときは、災害発生後適当な時期に行う。

2 損害評価の単位

損害評価の単位は、引受要綱第1章第6節の引受けの単位と同様であり、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに行う。

3 損害評価において収繭量とする繭の基準は、上繭とする。

第2 現地評価

1 損害評価の準備

(1) 組合等

ア 評価担当者の指定と評価日程の計画等

(ア) 組合等は、出荷数量等調査を行う場合には、現地評価を開始するときまでに、評価員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合には、評価会委員、評価員及び組合等の職員）のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名を標準とする。）、これに班長を置く。

ただし、出荷数量等調査を出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合にあっては、評価会委員又は組合等の職員を評価担当者として指定する。

(イ) 組合等は、全戸調査を行う場合には、現地評価を開始するときまでに評価地区を設定し、当該評価地区ごとに、評価員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名を標準とする。）、評価班ごとに班長を置き、評価班ごとの現地評価日程を計画する。また、評価地区には通し番号を付する。

(ウ) 組合等は、損害通知のあった組合員等に係る損害が僅少であるため評価地区を設けなくても概ね2～3日間で現地評価ができると見込まれる場合には、評価地区を設定する必要はない。この場合の現地評価は、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して合同評価班を編成し（1班3名以上）、これに班長を置き、現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合においての当該離島の全戸調査は、評価会委員及び評価員により行うことができる。

(エ) 組合等は、評価地区を設定して現地評価を行う場合には、評価班ごとの評価の均衡調整を行うため、評価会委員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合には、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員）のうちから評価担当者を指定して抜取調査班を編成し（1班2名以上）、これに班長を置き、抜取調査による現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合においての当該離島における抜取調査は、評価会委員及び評価員により行うことができる。

イ 現地評価日程の通知

組合等は、現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に共済連絡員を通じて所定の様式による組合員等損害評価通知用紙（様式例第26号の2又は3）を組合員等に配布するとともに、評価担当者に現地評価日程を通知する。

また、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上行う。

ウ 損害評価野帳の準備

組合等は、収穫期において組合員等損害通知書が提出された組合員等について、必要に応じて現地評価の道順又は地番順等により野帳（様式例第26号の2又は3）に通し番号を付

する。

エ 畑作物共済の共済目的の種類等たる蚕繭（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごとの蚕繭）につき、二つ以上の蚕期がある組合等については、その蚕期ごとにその収繭期において現地評価するよう計画する。

（２）連合会

ア 評価区域の設定と評価担当者の指定等

連合会は、現地評価を開始するときまでに、その組合員たる組合等ごとに連合会抜取調査ができる規模（連合会の出張所の区域を基準）に連合会の区域内を区分して評価区域を設定し、評価区域ごとに、評価員及び連合会の職員（連合会が必要があると認める場合には、評価会委員、評価員及び連合会の職員）のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（１班２名以上）、これに班長を置き、評価班ごとの連合会抜取調査による現地評価日程を計画する。

ただし、連合会出荷数量等調査を出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合にあっては評価会委員又は連合会の職員を評価担当者として指定し、全戸調査の合同調査を行う場合にあっては評価員又は連合会の職員のうちから１名以上（連合会が必要があると認める場合には、評価会委員、評価員又は連合会の職員）を評価担当者として指定する。

イ 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、連合会抜取調査の現地評価日程を定め、評価担当者に通知する。

２ 現地評価

（１）組合等

組合等は、アの出荷数量等調査による現地評価を行う。ただし、準則第１第６項に規定する組合員等にあっては、収繭期において損害通知のあった組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に係る組合員等の全てにつき、イの全戸調査による現地評価を行う。なお、組合等が必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行うものとする。

また、評価地区を設定して全戸調査を行った組合等にあっては、抜取調査を行う。

ア 出荷数量等調査

（ア）組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに、収繭期において損害通知のあった組合員等の全てについて評価担当者により、出荷団体等の協力を得て、次により行う。

ａ 出荷数量等調査は、出荷団体等において記録、保管されている出荷資料等から出荷数量その他必要な事項を調査する。この場合、組合員等が、あらかじめ出荷を予定していた出荷団体等を変更して他の出荷団体等に出荷した場合にあっては、当該変更後の出荷団体等において出荷数量等調査を行うものとする。また、組合等が必要があると認める

場合には、出荷資料等に基づいて組合員等から聴取調査を行う。

b 組合員等から聴取調査を行った場合は、出荷数量等調査における出荷数量と、組合員等からの聴取調査数量を比較し、そのいずれか多い方の数量をもって見込収繭量とする。

c 出荷団体等から a の出荷資料等の写し及びその内容証明が得られる場合には、a の調査を省略することができるものとする。ただし、a の調査を省略した場合には、当該出荷資料等の写しを野帳に添付するものとする。

(イ) 上簇後に被害が発生した場合は、収繭期までに共済事故の確認及び分割減収量の調査を行う。

イ 全戸調査

(ア) 組合等は、全戸調査を行う場合には、全戸調査に先立って評価担当者を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。

(イ) 全戸調査においては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとに、収繭期において損害通知のあった組合員等の全てについて、実測又は検見の方法により収繭量（以下「見込収繭量」という。）の把握を行う。

見込収繭量は、実測による場合は実測値とし、検見による場合は評価担当者の合議又は投票によって決定された数量とする。

また、全戸調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

(ウ) 全戸調査に当たって共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合は、必ず分割評価をする。

(エ) 実測調査又は検見調査は、現地調査要領に定める「繭の実測又は検見による調査方法」により行う。

(オ) 班長は、現地において野帳に見込収繭量の算出基礎等の必要事項及び分割評価を行った場合には分割事由と分割減収量を記録し、押印又は署名を行う。

その担当の評価地区の全戸調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

(カ) 特定組合以外の組合等は、全戸調査が終了したときは、速やかに評価地区別の評価対象組合員等数を連合会に報告する。ただし、組合等内において飼育時期等の違いにより収繭期が相違する等の理由で全戸調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全戸調査の終了ごとに連合会に報告する。

(キ) 評価地区を設定しないで合同評価班によって全戸調査を行う場合には、（ア）から（カ）まで（特定組合にあっては（ア）から（オ）まで）に準じてこれを行う。

ウ 抜取調査

組合等は、全戸調査終了後、評価地区ごとに、全戸調査を行った組合員等のうちから収繭期

における抜取調査を行う。

なお、抜取調査に先立って評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一等をイの（ア）に準じて行う。

（ア）抜取調査は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に1評価地区当たり5組合員等以上を任意に抽出し、実測又は検見の方法により行う。抜取調査野帳の取扱い等については、イの（ア）～（カ）に準ずる。

（イ）抜取調査の結果、全戸調査において把握した簇種別規格別の総簇数と抜取調査のそれと比較し、差があるか、又は分割評価が適正に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の調整班長は、直ちにその旨を組合等に通知する。特定組合以外の組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員に改めて全戸調査を行わせる。この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行う。

（ウ）（ア）の抜取調査対象組合員等の抽出に当たっては、収繭皆無の組合員等について除くものとし、当該組合員等の全てについて評価会委員又は組合等の職員がこれを確認する。

エ 特定組合が抜取調査を行う場合にあっては、実測の方法により行う。

オ 掃立不能の場合は、当該組合員等の基準収繭量の100分の40に相当する収繭量があったものとして取り扱う。

（2）連合会

連合会は、その組合員たる組合等が出荷数量等調査を行った場合にあってはアの連合会出荷数量等調査による現地評価を行う。当該組合等が全戸調査を行った場合にあっては収繭期において原則として組合等の現地評価終了後、イの連合会全戸抜取調査による現地評価を行う。

なお、当該組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により場合には、連合会全戸抜取調査を省略することができる。

ア 連合会出荷数量等調査

連合会は、その組合員たる組合等の出荷数量等調査終了後、出荷団体等の協力を得て、評価担当者により、当該出荷数量等調査を行った組合員等について（1）のアに準じて調査を行うものとする。

ただし、組合等の出荷数量等調査が出荷団体等から提供を受けた出荷資料等に基づき行われる場合には、連合会出荷数量等調査を省略することができるものとする。

イ 連合会全戸抜取調査

（ア）連合会は、連合会全戸抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者にそれぞれの担当評価区域の抜取調査野帳を配布する。

（イ）連合会全戸抜取調査は、（1）のウに準じて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に、一つの組合等当たり3組合員等以上を任意に抽出し、実測の方法により行う。

また、連合会は、全戸調査の合同調査を行った場合には、連合会全戸抜取調査を省略することができるものとする。

第3 損害評価高の取りまとめ

1 組合等

(1) 収繭量及び共済減収量の算出

組合等は、現地評価が終了したときは、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとにその見込収繭量を基礎として収繭量及び共済減収量を次により算出する。

ア 収繭量の算出

(ア) 出荷数量等調査により現地評価した場合

第2の2の(1)のアのbの見込収繭量をもって収繭量とする。

(イ) 全戸調査により現地調査した場合

a 評価地区を設けた場合

全戸調査による見込収繭量に次により算出される平均修正率を乗じて得た数量をもって収繭量とする。

(a) 評価地区ごとに抜取調査対象組合員等の抜取調査による見込収繭量の合計値を当該組合員等の全戸調査による見込収繭量の合計値で除して得た数値を平均修正率とする。ただし、当該平均修正率が97%から103%までの範囲内にある場合は、全戸調査による見込収繭量をもって収繭量としてもよい。当該平均修正率が97%未満の場合はその平均修正率に3%を加えて得た数値を、当該平均修正率が103%を超える場合はその平均修正率から3%を差し引いて得た数値を平均修正率としても差し支えない。

(b) 評価地区ごとの平均修正率を調整する必要がある場合には、2割超過被害程度別の箱数及びその見込収繭量を勘案して平均修正率を調整する。この場合、調整した平均修正率の組合等の平均値（評価地区ごとの全戸調査における2割超過被害の箱数又はその見込収繭量を重みとする算術平均）は、(a)の平均修正率の組合等の平均値（同上の方法による算術平均）を下ってはならない。

b 評価地区を設けない場合

全戸調査による見込収繭量をもって収繭量とする。

c 特定組合にあっては、a又はbにより収繭量を求めた場合でも出荷数量等の資料が組合員ごとに得られたときは、その資料から得られた収繭量とa又はbの収繭量のいずれか多い方の収繭量をもって組合員ごとの収繭量とする。

イ 共済減収量の算出

共済減収量は、次により算出するものとするが、この場合、分割評価を行った組合員等については、次により算定した共済減収量に相当する数量から分割減収量を差し引いて得た数

量をもって共済減収量とする。

(ア) 組員等の共済減収量（除買桑）の場合

除買桑とは、共済事故により桑葉に被害が発生し、買桑をして飼育を継続した場合において当該買桑分に相当する収繭量（以下「買桑量の繭換算量」という。）を減収量とみなさないことをいう。

$$(\text{当該組員等の基準収繭量} - \text{当該組員等の収繭量}) - \text{当該組員等の基準収繭量} \times \frac{20}{100}$$

(イ) 組員等の共済減収量（含買桑）の場合

含買桑とは、買桑量の繭換算量を減収量とみなすことをいう。

{ 当該組員等の基準収繭量 - (当該組員等の収繭量 - 当該組員等の買桑量の繭換算量) }

$$- \text{当該組員等の基準収繭量} \times \frac{20}{100}$$

$$\text{買桑量の繭換算量} = \left(\frac{\text{買 桑 量}}{\text{箱当たり基準給桑量}} \right) \times \left(\frac{\text{収 繭 量}}{\text{実掃立共済箱数}} \right)$$

「箱当たり基準給桑量」は掃立てから上簇までの1箱当たり基準給桑量をいう（現地調査要領参照）。

(2) 評価会に対する諮問

組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び共済金支払対象組員等ごとに当該組員等に係る共済減収量及び掃立不能を認定するため次の事項を評価会に提出してその意見を求める。

ア 評価地区を設けた場合

次の事項を原則として組員等ごとに記載した一覧表並びに1の(1)のアの(イ)のaの平均修正率及びその算出方法とする。

(ア) 除買桑、含買桑の別の2割超過被害の被害程度別（10%刻みのものとする。以下同じ。）の箱数及び掃立不能の箱数並びに除買桑に係る2割超過被害の被害程度別共済減収量及び掃立不能の共済減収量

(イ) 買桑量の繭換算量

(ウ) 分割箱数及び分割減収量（分割箱数に対応する減収量に第2節第2の2の(1)のイ並びに第3節第2の2の(1)のアの(イ)及びイの(ウ)の分割減収量を加えた数量）

(エ) 買桑量及び分割買桑量とその理由

(オ) その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設けない場合

アに掲げる事項を評価地区ごとに取りまとめたもの

(3) 評価会の答申

評価会は、（２）の事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

（４）損害高の認定と組合等の当初評価高の報告

ア 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は（３）の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、収繭期における損害評価の対象となった組合員等のうち含買桑で２割超過被害となる者について畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に当該組合員等の共済減収量（除買桑）、買桑量及び分割減収量を認定し、組合等当初評価高報告書（様式第３０号の１及び２）に取りまとめ、連合会に報告する。

イ 特定組合

特定組合は（３）の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、収繭期における損害評価の対象となった組合員のうち含買桑で２割超過被害となる者について畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に当該組合員の共済減収量（除買桑）、買桑量及び分割減収量を認定し、特定組合当初評価高報告書（様式第４１号）に取りまとめ、第１章第５節第３の３の（２）に定める期日までに農林水産大臣に報告する。

ただし、異常災害の場合においては、特定組合当初評価高報告書に、市町村別養蚕業務統計（様式第３７の１）及び特定組合組合員別取りまとめ表（様式第４２号）を添付する。

２ 連合会

（１）評価会に対する諮問

連合会は、組合等ごとの共済減収量（除買桑）及び買桑量を認定するため、第２の２の現地評価の結果に基づき、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合等ごとに次の事項を整理し評価会に提出してその意見を求める。

ア 組合等別当初評価高

イ 組合等別平均修正率

ウ 組合等別の調査方法とその概要

エ その他審査に必要な事項

なお、イの組合等別平均修正率は、組合等ごとに、連合会全戸抜取調査の対象組合員等の連合会全戸抜取調査による収繭量の合計値を、当該組合員等の組合等当初評価高に係る収繭量の合計値で除して得た数値とするが、１の（１）のアの（イ）のａの（ａ）のただし書に準じて調整した数値としても差し支えない。

（２）評価会の答申

評価会は、（１）の事項について審議し、その結果を連合会に答申する。

（３）組合等別連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、（２）の答申があった場合は、その内容について検討、参酌し、その結果により

畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合等ごとの共済減収量（除買桑）を取りまとめる。

ア 修正の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

イ 修正の必要がある場合

連合会は、連合会全戸抜取調査を行った場合に限り平均修正率を組合等ごとに示して、組合等当初評価高の畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごとの2割超過被害に係る収繭量を修正させる。

ウ ア又はイにより収繭量を求めた場合でも出荷数量等の資料が組合員等ごとに組合等で得られたときは、その資料から得られた収繭量とア又はイの収繭量とのいずれか多い方の収繭量をもって組合員等ごとの収繭量として修正する。

エ 連合会は、イ又はウによる修正結果を組合等修正評価高報告書（様式例第32号の1及び2）等により組合等からの報告を求める。

（4）損害高の認定と連合会当初評価高の報告

連合会は、（3）により取りまとめた組合等ごとの損害評価結果に基づき、組合等ごとに共済減収量（除買桑）及び買桑量を認定し、これを畑作物共済再保険区分ごとに連合会当初評価高報告書（様式第36号）に取りまとめ、第1章第5節第3の3の（2）に定める期日までに農林水産大臣に報告する。

ただし、異常災害の場合においては、連合会当初評価高報告書に、市町村別養蚕業務統計（様式第37号の1）及び組合等別組合員等別取りまとめ表（様式第37号の2）を添付する。

第4節 損害評価高の決定

第1 連合会

連合会は、次によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量（除買桑）及び買桑量を最終的に認定する。

- 1 連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、総保険金額に通常標準被害率を乗じて得た通常標準被害額を超えない場合においては、連合会当初評価高どおりその組合員たる組合等ごとの共済減収量（除買桑）及び買桑量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに、当該組合等に通知する。
- 2 連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、連合会当初評価高について農林水産大臣の認定を受け、当該連合会当初評価高が農林水産大臣の認定する共済減収量（除買桑）及び買桑量である数量（以下この節において「農林水産省認定量」という。）に一致するときは、連合会当初評価高どおり認定し、1に準じて通知等を行う。連合会当初評価高が蚕繭に係る農林水産省認定量と異なると

きは、評価会に諮って連合会当初評価高を農林水産省認定量に一致するように修正し、これに応じてその組合員たる組合等ごとの共済減収量（除買桑）及び買桑量を認定し、その旨を当該組合等に通知する。この場合の修正は、次に示す方法により算出される修正率により当該組合等ごとの連合会当初評価高について一律に行うことを原則とするが、一律に行うことが妥当でないと認められるときは、評価会に諮って適宜に修正方式を定めて修正することとしても差し支えない。

(1) 共済減収量（除買桑）の修正方法

$$\text{修正率} = \frac{B - C}{A - C} \times 100$$

A…連合会当初評価高に係る共済減収量（除買桑）

B…農林水産省認定量

C…連合会当初評価高のうち収繭皆無及び掃立不能に係る共済減収量並びに準則第1第6項に規定する組合員等以外の組合員等に係る共済減収量

なお、収繭皆無及び掃立不能に該当する共済減収量並びに準則第1第6項に規定する組合員等以外の組合員等に係る共済減収量は、修正の対象としない。

(2) 買桑量の修正方法

$$\text{修正率} = \frac{B}{A} \times 100$$

A…連合会当初評価高に係る買桑量

B…農林水産省認定量

第2 特定組合以外の組合等

- 1 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があった共済減収量（除買桑）及び買桑量を当該組合等に係る連合会当初評価高とを対比して修正の必要がないときは、評価会で確認の上、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）に共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る共済減収量（含買桑）を認定する。
- 2 特定組合以外の組合等は、連合会から通知のあった共済減収量（除買桑）及び買桑量を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正する必要があるときは、評価会に諮って、連合会から通知のあった当該数量を超えないように畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）に次により修正し、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る共済減収量（含買桑）を認定する。

(1) 共済減収量（除買桑）の修正

次式により畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）に算出される修正率により、組合員等ごとの連合会当初評価高に係る共済減収量（除買桑）を一律に修正することを原則とするが、一律にすることが妥当でないと認められるときは、評価会に諮った上、連合会当初評価高における組合員等ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員等ごとの修正率に差をつけても差し支えない。

$$\text{修正率} = \frac{B - C}{A - C} \times 100$$

A…連合会当初評価高に係る共済減収量（除買桑）

B…連合会から通知のあった農林水産省認定量（ 〃 ）

C…連合会当初評価高のうち収繭皆無及び掃立不能に係る共済減収量並びに準則第1第6項に規定する組員等以外の組員等に係る共済減収量

なお、収繭皆無及び掃立不能に該当する共済減収量並びに準則第1第6項に規定する組員等以外の組員等に係る共済減収量は、修正の対象としない。

（2）買桑量の修正

連合会当初評価高に係る買桑量（A）と連合会から通知のあった買桑量（B）との比率

$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ で組員等ごとに一律に修正する。ただし、一律に修正することが困難な場

合においては、（1）に準じて組員等ごとの修正率を変更して修正しても差し支えない。

（3）買桑を行った組員等の共済減収量（除買桑）の修正

買桑を行った組員等については、（1）によって修正された共済減収量（除買桑）に（2）によって修正された買桑量の買桑量繭換算数量を加えた数量を共済減収量（含買桑）とする。

（4）共済減収量の端数整理についての特例

共済減収量に1キログラムに満たない端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数整理を行うこととするが、共済減収量（除買桑）又は買桑量の修正をして共済減収量の認定をする場合においては、1キログラム未満を四捨五入することにより認定した共済減収量の合計が連合会の認定量を超えることがあり得るが、このような場合には、公平を失わないように適宜の方法により端数整理を行い、連合会認定量を超えないようにする。

3 分割減収量のある組員等の取扱い

分割減収量のある組員等については、1及び2にかかわらず第3節第3の1の（4）のアで認定した分割減収量を1又は2により認定した共済減収量から差し引いて得た数量を当該組員等の共済減収量とし、これにより畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に共済金支払対象組員等及び当該組員等に係る共済減収量（含買桑）を認定する。

第3 特定組合

特定組合は、次により共済金支払対象組員ごとの共済減収量を最終的に認定する。

- 1 特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、総共済金額に畑作物共済通常標準被害率を乗じて得た通常標準被害額を超えない場合においては、特定組合当初評価高どおり畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分を定めた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に共済金支払対象組員及びその組員ごとの共済減収量（除買桑）

及び買桑量を認定し、その旨を評価会に報告する。

- 2 特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、特定組合当初評価高において農林水産省の認定を受け、当該特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量（以下この節において「大臣認定量」という。）と一致するときは、特定組合当初評価高どおり認定する。

特定組合当初評価高が蚕繭に係る大臣認定量と異なるときは、評価会に諮って特定組合当初評価高を大臣認定量に一致するように畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に次により修正し、共済金支払組合員及び当該組合員に係る共済減収量（含買桑）を認定する。

（１）共済減収量（除買桑）の修正

次式により畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に算出される修正率により、組合員ごとの特定組合当初評価高に係る共済減収量（除買桑）を一律に修正することを原則とするが、一律にすることが妥当でないと認められるときは、評価会に諮った上、特定組合当初評価高における組合員ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員ごとの修正率に差をつけても差し支えない。

$$\text{修正率} = \frac{B - C}{A - C} \times 100$$

A…特定組合当初評価高に係る共済減収量（除買桑）

B…大臣認定量

C…特定組合当初評価高のうち収繭皆無及び掃立不能に係る共済減収量並びに準則第１第６項に規定する組合員以外の組合員に係る共済減収量

なお、収繭皆無及び掃立不能に該当する共済減収量並びに準則第１第６項に規定する組合員以外の組合員に係る共済減収量は、修正の対象としない。

（２）買桑量の修正

特定組合当初評価高に係る買桑量（A）と大臣認定量（B）との比率

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 \text{ で組合員ごとに一律に修正する。ただし、一律に修正することが困難な場合}$$

においては、（１）に準じて組合員ごとの修正率を変更して修正しても差し支えない。

（３）買桑を行った組合員の共済減収量（除買桑）の修正

買桑を行った組合員については、（１）によって修正された共済減収量（除買桑）に（２）によって修正された買桑量の買桑量繭換算数量を加えた数量を共済減収量（含買桑）とする。

（４）共済減収量の端数整理についての特例

共済減収量に１キログラムに満たない端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数整理を行うこととするが、共済減収量（除買桑）又は買桑量の修正をして共済減収量の認定をする場合においては、１キログラム未満を四捨五入することにより認定した共済減収量の合計が大

臣認定量を超えることがあり得るが、このような場合には、公平を失わないように適宜の方法により端数整理を行い、大臣認定量を超えないようにする。

3 分割減収量のある組合員の取扱い

分割減収量のある組合員については、1及び2にかかわらず第3節第3の1の（4）のイで認定した分割減収量を1又は2により認定した共済減収量から差し引いて得た数量を当該組合員の共済減収量とし、これにより畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあっては当該小蚕期区分ごと）に共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る共済減収量（含買桑）を認定する。

第5節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 再保険金の概算払を受けない場合

1 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡し実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書（様式例第26号の1、2又は3。以下本章において同じ。）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じた現地評価及び第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ連合会が経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 連合会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、1の組合等の組合員等ごとに第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じた現地評価及び第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

第2 再保険金の概算払を受ける場合

連合会は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、損害割合が5割以上及び掃立不能となる見込みである場合について、再保険金の概算払を受けることができる。

1 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡し実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じて現地評価を行

うとともに、当該共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があったと認められる組合員等の被害の概況を調査し、その結果を第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じて仮損害評価書（様式第44号。以下本節において同じ。）に定める事項について取りまとめる。

2 連合会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、1の組合等の組合員等ごとに第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じて現地評価を行うとともに、当該共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があったと認められる組合員等の被害の概況を調査し、その結果を第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じて仮損害評価書に定める事項について取りまとめる。

なお、保険金の仮渡しを行わない組合等については、再保険区分ごとの共済金及び再保険金の総額を把握するため、共済金の仮渡しの対象とする共済目的の種類等と同一の再保険区分に属するすべての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があったと認められる組合員等又は組合員等の耕地の被害の概況を調査させ、その結果を第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じて仮損害評価書に取りまとめ、連合会に提出させる。

第6節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員等に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じた現地評価及び第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

第2 保険金の概算払を受ける場合

特定組合は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの基準収穫量に対する減収量の割合が、組合員等ごとに、5割以上及び掃立不能となる見込みである場合について、保険金の概算払を受けることができる。

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第1節第2、第2節第2及び第3節第2に準じた現地評価及び第1節第3に準じた現地評価を行うとともに、当該共済目的の種類等と同一の保険区分に属するすべ

ての共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があったと認められる組合員の被害の概況を調査し、その結果を第1節第3、第2節第3及び第3節第3に準じて仮損害評価書（様式第46号）に定める事項について取りまとめる。

第4章 請求の手続

第1節 特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続

第1 保険金の請求の手続等

1 支払共済金の算定と免責の額の決定

特定組合以外の組合等は、組合員等ごと（一筆方式にあつては耕地ごと）の共済減収量を確定したときは、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（小蚕期区分が定められた地域にあつては当該小蚕期区分ごと）及び組合員等ごと（一筆方式にあつては耕地ごと）に、これを単位当たり共済金額に乗じて支払共済金の額を算出し、支払共済金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある組合員等（一筆方式にあつては耕地）については、検討の上、免責の額を決定し、単位当たり共済金額に共済減収量を乗じて得た額からこれを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成と保険金の請求

特定組合以外の組合等は、組合員等ごと（一筆方式にあつては耕地ごと）の支払共済金が決定したときは、これを畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び引受方式ごとに集計して、損害評価書を作成し、支払を受けるべき保険金の額を算定して連合会に保険金の請求を行う（様式第9号）。ただし、保険金を算定する場合には、その基礎となる支払共済金には免責した額を含めないものとする。

3 保険金請求の添付書類

特定組合以外の組合等は、保険金の請求に当たっては、保険金請求書に損害評価書（様式第10号の1の（1）又は第33号）を添付するものとする。

第2 再保険金の請求の手続等

1 保険金請求書の検討と支払保険金の決定

連合会は、その組合員たる組合等から保険金請求書の提出があつたときは損害評価高及び請求のあつた保険金の額につき検討を行った上、当該組合等ごとの支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある組合等については、免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成

連合会は、その組合員たる組合等ごとの保険金請求額及び損害評価高等に誤りがないことを確認したときは、これを畑作物共済再保険区分ごとに集計して損害評価書を作成するものとする（様式第17号の1又は第38号）。ただし、再保険金を算定する場合には、免責した額を含めないものとする。

3 再保険金の支払を受ける場合（異常災害の場合）

連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの保険金から通常標準被害額を差し引いて得た額に100分の95を乗じて再保険金の額を算定し、損害評価書を添付して、農林水産大臣に再保険

金の請求を行う（様式第16号の1及び第17号の1又は第38号）。

4 再保険金の請求をしない場合（通常災害の場合）

連合会は、支払を受けるべき再保険金がない場合には、損害評価書を経営局長に提出するものとする（様式第17号の1又は第38号）。

第2節 特定組合による保険金の請求の手続等

第1 支払共済金の算定と免責の額の決定

特定組合は、組合員ごと（一筆方式にあっては耕地ごと）の共済減収量を確定したときは、第1節第1の1に準じて支払共済金の算定と免責の額を決定するものとする。

第2 損害評価書の作成

特定組合は、組合員ごと（一筆方式にあっては耕地ごと）の支払共済金が決定したときは、これを畑作物共済の共済目的の種類等ごと、畑作物共済保険区分ごとに集計して、損害評価書を作成するものとする（様式第17号の2又は第43号）。ただし、保険金を算定する場合には、その基礎となる支払共済金には免責した額を含めないものとする。

第3 保険金の支払を受ける場合（異常災害の場合）

特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの共済金から通常標準被害額を差し引いて得た額に1000分の855を乗じて保険金の額を算定し、損害評価書を添付して、農林水産大臣に保険金の請求を行う（様式第16号の2及び第17号の2又は第43号）。

第4 保険金の請求をしない場合（通常災害の場合）

特定組合は、支払を受けるべき保険金がない場合には、損害評価書を経営局長に提出するものとする（様式第17号の2又は第43号）。

第3節 保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等

第1 保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続

1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、現地評価等の結果を第2章第3節又は第3章第3節第3に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第1節第1の1に準じて組合員等ごと又は耕地ごとに共済金支払見込額及び支払を受けるべき保険金の額を算出するとともに、保険金仮渡し請求書（様式第18号）を作成し、連合会に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（様式第19号の1の（1）又は第44号）その他必要な事項を記載した資料を添付する。

2 保険金仮渡し額の決定

連合会は、組合等から保険金の仮渡しの請求があったときは、連合会の仮損害評価高により組合等ごとの保険金仮渡しの額を決定する。

3 保険金仮渡し条件

連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要がある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付することができる。

4 再保険金の概算払の請求

連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、現地評価等の結果を第2章第3節又は第3章第3節第3に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第1節第2の1に準じて保険金の額を算出するとともに、再保険金概算払請求書（様式第21号の1）を作成し、農林水産大臣に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（様式第22号の1又は第45号）その他必要な事項を記載した資料を添付する。

5 保険金仮渡し結果の報告

連合会は、保険金の仮渡し（再保険金の概算払を受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに仮渡し組合等別に災害名、災害発生年月日、仮渡し年月日、仮渡し対象被害の割合、仮渡し対象組合員等数及び仮渡し保険金の額並びに仮渡し保険金の連合会合計額を経営局長に報告する。

第2 保険金又は再保険金の追加請求

保険金の仮渡しを受けた組合等又は再保険金の概算払を受けた連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第1又は第2に基づき損害評価書を作成し、保険金の追加請求又は再保険金の追加請求を行うものとする（様式第20号又は第24号の1）。

第4節 特定組合による保険金の概算払の請求の手續等

第1 保険金の概算払の請求の手續

1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

特定組合は、農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、現地評価等の結果を第2章第3節又は第3章第3節第3に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第1節第1の1に準じて組合員ごと又は耕地ごとに共済金支払見込額及び支払を受けるべき保険金の額を算出するとともに、保険金概算払請求書（様式第21号の2）を作成し、農林水産大臣に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（様式第22号の2又は第46号）その他必要な事項を記載した資料を添付する。

2 共済金仮渡し結果の報告

特定組合は、共済金の仮渡し（保険金の概算払を受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに災害名、災害発生年月日、仮渡し年月日、仮渡し対象被害の割合、仮渡し対象組合員数及び仮渡し共済金の特定組合合計額を経営局長に報告する。

第2 保険金の追加請求

保険金の概算払を受けた特定組合は、損害評価高が確定した場合には、第2節に基づき損害評

価書を作成し、保険金の追加請求を行う（様式第24号の2）。

第5節 共済金の支払いに関する留意事項

1 組合員等への交付金の申請状況に関する申告等に係る周知

組合等は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を受ける者であるとして、引受要綱第3章第1節第3の1の（2）の規定に基づき交付金の交付申請の有無等に関する申告書を提出した組合員等に対して、以下のことを周知する。

- （1）損害通知のための用紙を配布する場合において、当該組合員等が交付金のうち経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①の数量払のみの交付を申請したとき又は申請する予定であるときにはその旨を、申請予定と異なる申請をしたときには修正内容を、必ず申告すること。
- （2）次項の規定による確認により面積払（営農継続支払）交付農業者であることが判明し、共済金を再計算した結果、共済金が過大に支払われていたときには、その返還を求めること。
- （3）（2）が複数年続いた場合又は悪意若しくは重大な過失によって不実の申告をしたと認められる場合には、免責事由に該当するものとして、共済金の全部又は一部について免責する場合があること。

2 交付金の交付状況による引受変更等に係る周知

- （1）組合等は、1の申告書を提出した組合員等に対して共済金支払通知書を通知する際、当該交付金が最終的に共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由以外の事由により交付されなかったことを確認した場合には、引受内容を変更し、組合等から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金の一部の返還を求めることを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。
- （2）組合等は、さとうきびの共済金支払対象組合員等のうち引受要綱第3章第1節第3の1の（4）に規定する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。）第19条第1項に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が交付する甘味資源作物交付金（以下「甘味資源作物交付金」という。）の交付対象者に該当するとして、機構から交付される対象生産者コードが記された通知書の写しを提出した組合員等に対して共済金支払通知書を通知する際、甘味資源作物交付金が交付されないことが明らかになった場合（収穫皆無等による場合を除く。）には、引受変更の上、共済金の一部を返還請求することを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。

(別紙)

面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する畑作物の収穫量の扱い

1 半相殺大豆及び全相殺大豆に係る収穫量の扱い

面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する半相殺大豆及び全相殺大豆に係る収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、次式により調整するものとする。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4}{p_5}$$

p 5

(定義) q 1 は、大豆（1 類）のうち種子用大豆を除くもの（以下「対象大豆」という。）に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

分岐収量は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 1 の 1 の（2）の③のエの交付単価（以下「面積払（営農継続支払）交付単価」という。）を、法第120条の14第 2 項の規定に基づき農林水産大臣が定めた交付申請者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いものから、交付申請者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 2 は、対象大豆に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q 3 は、分岐収量（対象大豆の基準収穫量に、半相殺大豆にあつては 8 割を、全相殺大豆にあつては 9 割を乗じて得た収穫量が分岐収量を下回る場合は、当該収穫量）。

q 4 は、種子用大豆に係る収穫量。

p 1 は、当該組合員等の対象大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 2 は、交付申請者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いもの（p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1）。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額。

p 4 は、当該組合員等の種子用大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、「畑作物共済（大豆）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領」（平成19年 5 月10日付け19経営第736号農林水産省経営局長通知）の 3 の規定に基づき引受時に設定した当該組合員等の単位当たり共済金額。

2 一筆大豆に係る収穫量の扱い

面積払（営農継続支払）交付農業者が耕作する一筆大豆（対象大豆に限る。）に係る収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、次式により調整するものとする。

$$q_1 + q_2 \times \frac{p_1}{p_3} + q_3 \times \frac{p_2}{p_3}$$

(定義) q_1 は、対象大豆に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

分岐収量は、面積払（営農継続支払）交付単価を、法第150条の6第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた交付申請者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いものから、交付申請者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に、当該耕地の引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q_2 は、分岐収量以下の部分の収穫量。

q_3 は、分岐収量（引受収量が分岐収量を下回る場合は、引受収量）。

p_1 は、交付申請者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いもの（引受時に設定した当該組員等の単位当たり共済金額を上回る場合にあっては、当該組員等の単位当たり共済金額）。

p_2 は、 p_3 から p_1 を差し引いた金額。

p_3 は、引受時に設定した当該組員等の単位当たり共済金額。

3 全相殺大豆以外の全相殺方式の畑作物に係る収穫量の扱い

全相殺大豆以外の全相殺方式の畑作物に係る収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組員等ごとに、次式により調整するものとする。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3}{p_4}$$

(定義) q_1 は、ばれいしょ（1類又は5類）、てん菜及びそば（以下「対象畑作物」という。）に係る収穫量（てん菜にあっては、換算係数を乗じたもの。以下同じ。）のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

分岐収量は、面積払（営農継続支払）交付単価を、法第120条の14第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた交付申請者に係る対象畑作物の単位当たり共済金額（てん菜にあっては、当該組員等の基準糖度に対応するもの。以下同じ。）のうち最も高いものから、交付申請者以外の者に係る対象畑作物の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q_2 は、対象畑作物に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q_3 は、分岐収量（引受収量が分岐収量を下回る場合は、引受収量）。

p_1 は、当該組員等の対象畑作物に適用する単位当たり共済金額。

p_2 は、交付申請者以外の者に係る対象畑作物の単位当たり共済金額のうち最も高いもの

(p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、 p 1)。

p 3 は、 p 1 から p 2 を差し引いた金額。

p 4 は、引受時に設定した当該組合員等の単位当たり共済金額。